

厚生常任委員会記録

- 1 日 時 令和8年3月17日（火）午前9時00分～午後3時15分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 (委員長) 田中 晴美
 (副委員長) 坂ノ井 徳
 (委員) 岡 龍一 佐々木 久美 ジョンソン 彩奈
 友座 泰 長友 光子 中本 英宏
 平井 保彦 三島 好雄
- 4 委員外議員 斉郷 孝 中川 隆志 平岡 実千男 藤沢 宏司
 山本 達也 山本 滯馬
- 5 執行部参与
 (市民部) 部長 藤森 斉
 市民生活課 課長 應潟 雄一
 課長補佐 河野 節子
 課長補佐 佐伯 賢紀
 課長補佐 村田 恭子
 税務課 課長 磯部 理子
 課長補佐 安達 和博
 課長補佐 吉村 忠雄
 課長補佐 井上 大輔
 (健康福祉部) 部長 (社会福祉事務所長) 益田 昌明
 社会福祉課 課長 山本 直邦
 課長補佐 守田 衆司郎
 主査 齊郷 壮哲
 こどもサポート課 課長 岩原 幸枝
 課長補佐 西田 朗進
 主査 藤田 純司
 高齢者支援課 課長 藤井 裕久
 課長補佐 神岡 奈美
 健康増進課 課長 上田 芳枝
 主査 霜野 智治
 西福祉センター 館長 廣中 美幸
- 6 議会事務局 次長 寺岡 富美 書記 (主査) 松本 航
- 7 協議事項
- 1 【付託議案等】
- (1) 議案第 1 号 柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について [総務課]
- (2) 議案第 4 号 柳井市国民健康保険税条例の一部改正について [税務課]
- (3) 議案第 1 1 号 (分割付託) 令和8年度柳井市一般会計予算
- (4) 議案第 1 2 号 令和8年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算 [市民生活課]

- (5) 議案第14号 令和8年度柳井市介護保険事業特別会計予算 [高齢者支援課]
- (6) 議案第15号 令和8年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算 [市民生活課]
- (7) 議案第17号 (分割付託) 令和7年度柳井市一般会計補正予算(第8号)
- (8) 議案第18号 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
[市民生活課]
- (9) 議案第20号 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
[高齢者支援課]
- (10) 議案第21号 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
[市民生活課]
- (11) 請願第1号 上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書
- 2【次期閉会中の所管事務調査事項について】
- 3【その他】

(開会 午前9時00分)

委員長(田中 晴美) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

委員長(田中 晴美) ただいまから、厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。また、本日の会議に、5名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、議会参与の方以外の執行部の皆さんより簡単な自己紹介をお願いいたします。レジメの裏に関係者名簿がありますので、順番をお願いします。

【 この間 執行部の自己紹介 】

委員長(田中 晴美) ありがとうございました。

この度の協議事項につきましては、本会議で本委員会に付託となりました分割付託2件を含む議案10件、請願1件、次期閉会中の所管事務調査事項について及びその他でございます。

本日の審査でございますが、最初に健康福祉部を午後から請願を、最後に市民部を行いたいと思います。なお、進行状況によっては順番が前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、ただいまから健康福祉部関係の審査を行います。

議案第1号柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

こどもサポート課長(岩原 幸枝) 補足説明を申し上げます。議案書5頁をお願いします。本条例は、令和8年4月から全国の自治体で実施される乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の実施に当たり、事業の運営に必要な基準を定めるものでございます。こども誰

でも通園制度は、すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の働き方等にかかわらず子育て家庭を支援することを目的として新たに創設された通園給付制度でございます。本事業の対象者は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児とし、月10時間までの利用枠の範囲で、就労等の要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度となっております。このたび提出する条例は、市が認可しました特定乳児等通園支援事業者が、こども誰でも通園制度を運営するに当たり、必要となる基準を定めるものでございます。本条例の制定に当たりますとは、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して定めることとされております。本市においては、国の基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国基準と同様の内容としております。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（平井 保彦） 時間を制限してとのお話だったと思うんですが、時間の管理は保育園の先生も忙しい中うまくやれるのかどうか不安なのですが、そのあたりは工夫されているところはあるのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） この制度を運営するにあたりまして管理基準が定められております。園の方で、登園記録等しっかり管理することになっておりますので、安全に運用してまいりたいと思います。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） よく分からないので教えて欲しいのですが、どこの園が対象になるんですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 私立の保育園にお声がけをさせていただきましたところ、市内で2園ほど申請書を提出していただいております。2園につきましては、日積保育園と伊陸保育園になります。

委員外議員（藤沢 宏司） 市が運営する保育園はどうなるのでしょうか。それと、対象になる園が2つと言われたんですが、登録制でその園にずっと行かないといけないのか、それともこの2つの園にどっちに行ってもいいのか、例えば今日は日積で明日は伊陸でというようなやり方はできるのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） こちらの制度については、保育園に行かれていないお子様が対象となっております。月に10時間という決められた利用時間があり、利用される希望者が申込みを行うこととなりますが、どの保育園に行かれてもいいこととなっております。希望される場合には、事前に園の方に申込みを行って、面談をしてからの利用開始となってまいります。

委員外議員（藤沢 宏司） もうひとつ、市が運営する保育園はどうするのか。あと、どちらでもいいということになると、Aの保育園に行ってBの保育園にも行くとなるとトータルの時間が分からなくなりますよね。それって電子化して何時間行ったというのを分かるようにするのか、

カードのような物を作って保護者に持たせるのか、そういった管理はどうされるんですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） この制度を利用するにあたりまして、どこでも使えるように国のシステムでの管理となっており、自分が何時間使ったというのが分かるようになっていきます。公立につきましては、保育料の完全無償化を実施しております、3歳未満の入所児童数が増加しております。受け皿の整理につきましては、出生数や施設での保育士の体制を踏まえながら継続的に検討してまいります。

委員外議員（藤沢 宏司） 面談があるとはいえ、全国どこでも行けるということなんですが、2つの園は受け入れ体制ができている、その辺も分かって手を挙げられているということですよ。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） この制度を運営するにあたりまして、余裕活用型という制度を使って運営することになります。園の方で、受け入れ体制が整ったところの2園に手を挙げていただいております。体制整備を整えて行うようになります。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員外議員（中川 隆志） この制度で保育園に行くと、例えば日積で行っている既存の保育と同じ保育を受けるということになるのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 保育園に行っている子どもと一緒に園の活動を行うこととなります。それによって、子どもたちがいろいろな経験をするができるというのが制度の趣旨でございます。保育園に行かれていない子どもさんも保育園に行って、経験を積むことができるような制度ということになります。

委員外議員（中川 隆志） 予算の概要の23頁を見ると、家庭では得られない様々な経験を通じて、子どもたちの育ちを応援するというふうに書いてあるんですけど、家庭で得られないような様々な経験っていうのは、例えばどういうことを想定されていますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 家庭の中では、親御さんと子どもさんだけになるような家庭でも、園のほうに行きましたら同年代の子どもさんと一緒になって園の集団活動を行うことができるということで、様々な経験を得ることができるということになります。

委員外議員（中川 隆志） 核家族化しているので、家にいたらそういう経験ができないと思いますけれども、ただそうは言ってもこれを利用できない人もいるわけですよ。例えば、日積と伊陸に行けなくて、もっと別のところにいたら、そういう人たちに対してはやっぱり、家庭では得られないような様々な経験は得られないと思うんだけど。手を挙げられたところだけですよ。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） この制度が、市内のところしか利用できないわけではなく、全国どこでも使うことができますので、希望されるところに、申込みをしていただいて、利用していただければと思います。

委員外議員（中川 隆志） 反対によそからの人を柳井に受け入れる可能性もあるということですよ。そこも保育園の利用者も理解されているということですよ。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 理解をされております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第1号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっています議案第11号、令和8年度柳井市一般会計予算について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

社会福祉課長（山本 直邦） 予算の概略について、御説明申し上げます。新規のものや主なものを中心に説明をさせていただきます。予算説明書101頁をお願いいたします。1目社会福祉総務費は、民生委員・児童委員の活動補助、戦没者追悼式に係る経費、各社会福祉団体への活動費補助、市社会福祉協議会の各種活動への補助や総合福祉センターの管理費補助などの予算を計上しております。103頁上段をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の中ほどの社協職員雇用費補助金でございます。社協職員の給料等の人件費を補助するものですが、昇給等により約300万円の増額となっております。その他は、概ね昨年と同様の予算となっております。続きまして、103頁下段からの2目障害福祉費についてでございます。主な事業といたしまして、重度心身障害者の医療費助成や自立支援医療、特別障害者手当等の支給、日中一時支援や一般相談支援など地域生活支援事業を含む障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所サービス、車いすなどの補装具及び日常生活用具費の費用助成などがございます。105頁中段、18節負担金補助及び交付金の上から3番目の介護給付費、4番目の訓練等給付費につきましては、障害福祉サービスの2つの大きな柱でございます。在宅や通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがございます。予算規模も大きいことから、利用に支障をきたさぬよう、実績等注視しながら予算確保に努めてまいります。その下の障害児通所支援給付費につきましても、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスなどの利用を見込み、予算計上しております。次に、同じく105頁下段の19節扶助費、上から2番目の重度心身障害者医療費ですが、受給者数や令和6年度の実績などから約370万円の減額としております。その他は、大きな変更はございません。

高齢者支援課長（藤井 裕久） それでは、102頁へお戻りください。社会福祉費総務費の中で高齢者支援課所管部分として、12節委託料のところがございます黒島会館の管理費や旧喜楽荘跡地のふれあい広場維持管理の経費等を計上しております。続きまして、107頁をお願いいたします。5目老人福祉費では、敬老行事開催に要する経費、平郡デイサービス運営事業費、大島本町会館解体に関する経費、老人福祉法に基づく養護老人ホームの措置費、介護保険事業特別会計への繰出金等を計上しております。1節報酬の高齢者保健福祉推進協議会委員報酬は、令和9年度から令和11年度までの高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定に係る協議会について3回の開催を予定しております。7節報償費は、主に敬老行事に伴うお祝い金及びお祝いの品の経費でございます。108頁をお願いいたします。12節委託料の上から4段目、敬老会事業委託料につきましては、例年通り10地区での敬老会開催に係る経費を対象

者である75歳以上人口を勘案して計上しております。その3つ下、平郡デイサービス管理運営委託料でございます。平郡デイサービスセンターは、地域密着型通所介護サービスを提供し、指定管理である柳井市社会福祉協議会が運営を行います。その運営に係る委託料を計上しております。その3つ下の測量・設計委託料は、大島本町にあります老人憩いの家の本町会館解体に伴う設計事務委託料でございます。高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とし、昭和49年に建てられた施設でございますが、施設の利用がなく老朽化が進んでいることから、14節工事請負費に、解体に係る工事費を計上しております。109号をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の上から3段目、老人クラブ活動育成事業費の(単位老人クラブ)、その下の(老人クラブ連合会)は、老人クラブ活動への補助金でございます。単位老人クラブ会員数の変動や、職員人件費の上昇を見込み、計上しております。その下のはり・きゅう施術費助成金は、国民健康保険に加入されていない70歳以上の方に施術費の一部を助成するもので、利用実績を踏まえ計上しております。2つ下の訪問介護サービス供給基盤整備事業助成金は、平郡島における安定的な訪問介護サービスの供給体制確保のための事業で、本土から平郡島に赴き、訪問介護サービス等を提供する事業所に対して、介護報酬の算定外の待機時間やフェリー代などを助成する経費を計上しております。その下になります、高齢者補聴器購入費助成金は、新規事業でございます。軽度、中度難聴者の円滑なコミュニケーションを支援し、社会活動の参加の促進と日常生活の質の向上を図ることを目的に、65歳以上の軽度・中等度難聴の市民を対象として、補聴器の購入費用や、本事業で購入した補聴器の修理費用を助成するものでございます。補聴器を長く適正に使用していただくため、補聴器相談医を受診し、補聴器の専門知識を持つ認定補聴器技能者が調整する店舗での購入を対象とします。購入の助成金額は3万円を上限とし、本体価格の2分の1を助成します。また、本事業で購入した補聴器を長く御使用いただくため、本補助金で購入した補聴器の修理費の自己負担分の2分の1について、1万円を上限として助成いたします。なお、修理の助成対象は、購入後1回といたします。19節扶助費の老人施設委託料は、養護老人ホームへの措置入所者に係る委託料でございます。27節繰出金の介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業について市の負担となる金額を計上しております。6目大島総合センター運営費は、市民の健康保持、増進及び老人の福祉向上を図る総合的な拠点として設置いたしました大島総合センターの運営に係る費用を計上しております。指定管理者は大島地区社会福祉協議会でございます。

社会福祉課長(山本 直邦) 次に、同じく109号下段から110号の7目人権啓発費でございます。主な事業は、人権擁護委員に係る人権啓発活動に対する経費、人権運動団体に対する事業への補助でございます。前年度より減額の予算となっております。

西福祉センター館長(廣中 美幸) 続きまして、110号から112号、8目西福祉センター運営費でございます。柳井市西福祉センターは、隣保館と老人憩いの家を併設した施設です。西福祉センター運営費は、福祉の向上や人権啓発のための交流拠点として事業を展開しております。その運営に必要な経費でございます。また、施設は昭和54年度に建設されており、設備の老朽化が進んでおります。そのため、令和8年度は耐震工事と併せて老朽箇所の改修を行う予算が大きく占めております。112号中段をお願いいたします。14節工事請負費は、令和7年度に実施設計を行いまして新年度で耐震補強等工事費を新規で計上しています。財源について

は、予算書60号過疎対策事業債と国の間接補助を受けた41号、民生費県補助金の隣保館整備事業費補助金で対応の予定です。これに関しまして、112号上段の12節委託料、上から3番目、4番目に単価入替業務委託料及び工事監理業務委託料を計上しております。耐震補強工事のほかに、1階和室のフローリング化や和式トイレの洋式化及び蛍光灯のLED化を行うことで施設の長寿命化及び利用者の利便性の向上をはかってまいります。その他については、ほぼ例年通り西福祉センターを運営する上で必要な人件費や施設管理費用の予算計上となっております。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に113号の9目厚生諸費でございます。この目は、生活困窮者相談支援事業に係る予算を計上しております。主に、1節報酬の生活困窮者相談支援員報酬については、生活困窮に係る相談支援員の報酬でございまして、生活困窮などの困りごとの対応を行い、各関係機関等と連携し、支援に努めております。同じく113号下、身体障害者福祉費から114号知的障害者福祉費及び精神障害者福祉費の事業につきまして、県内他市の状況等を参考にいたしまして、先ほど御説明いたしました2目障害福祉費で予算計上し、整理させていただきます。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 115号をお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、保育所や児童クラブ関連の制度を中心とした児童福祉の包括的な事業に関する経費でございます。主なものを説明します。1節報酬について、放課後児童支援員報酬（会計）でございしますが、直営9か所の児童クラブ支援員等に要する経費を計上しております。次に、116号をお願いいたします。12節委託料につきまして、中ほどの私立保育所委託料ですが、これは、私立保育所の運営費を支弁するものです。令和6年9月から実施しております3歳未満児の保育料の無償化により低年齢児の入所が増加していることに加え、令和7年人事院勧告に伴う公定価格の増額改定を踏まえ、増額計上としております。次に117号を御覧ください。14節児童遊園フェンス改修工事費につきまして、新庄上富尾の新庄南児童遊園のフェンスの老朽化に伴い、改修を行うものです。18節負担金補助及び交付金につきまして、上から3番目の施設型給付費負担金でございしますが、これは幼稚園の運営費を負担するものです。その3つ下の乳児等支援給付費負担金でございしますが、これは令和8年4月から開始する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する保育所に対して負担するものです。一番下の民間保育サービス施設利用者保育料助成金でございしますが、これは認可外保育施設に入所する児童の保護者に対して助成することで、保育料を実質無償化するものでございます。ページを1枚めくっていただきまして、118号を御覧ください。上から5つ目の、こどもまんなか保育士独自加配事業補助金でございしますが、これは市内の私立保育所が3歳未満児クラスにおいて、国基準を上回る保育士を配置する場合に、その人件費の一部を補助するものでございます。その下の安心安全保育体制強化事業補助金でございしますが、私立保育所において、見守り等が必要な時間帯に保育士資格を有しない人員を配置する場合に、その経費の一部を新たに補助するものでございます。その下の2目児童措置費は、児童手当、乳幼児・子ども医療費助成制度等、児童関連の扶助に関する経費を計上するものでございます。12節委託料について、電算システム改修委託料でございしますが、医療機関や薬局がマイナ保険証を利用して、医療費助成の資格をオンラインで確認できるようにするため、電算システムの改修を行うものでござ

います。119の19節扶助費について、乳幼児・子ども医療費（市制度）でございますが、高校生年代までの子どもに係る医療費助成に要する経費を計上しております。続きまして、同じく119の3目母子福祉費でございます。本目は、ひとり親家庭等の自立に必要な給付金や扶助費等のほか、ひとり親家庭等を支援する相談員の配置に要する経費を計上するものです。120の18節母子家庭等自立支援給付金でございますが、母子家庭等が看護師や保育士など専門資格の取得のため、養成機関に通う間の生活費を支援するものです。続きまして、4目家庭児童相談室費でございます。本目は、こども家庭センターにおける児童福祉に関する相談業務や、ことばの教室の運営に要する経費を計上するものでございます。121の12節委託料につきまして、電算システム改修委託料でございますが、標準化したシステムに対応するため、改修を行うものでございます。122をお願いいたします。5目柳井南保育所費では、柳井南保育所の管理・運営に要する経費を計上しております。123の10節需用費の修繕料でございますが、照明をLEDに更新するものでございます。124をお願いいたします。6目大島保育所費では、大島保育所の管理・運営に要する経費を計上しております。125の10節需用費の修繕料でございますが、保育所内にある分電盤の老朽化により、取替修繕を行うものでございます。また、現在、大島保育所に設置されている幼児用2基及び大人用3基の和式トイレを洋式トイレに改修するため、12節委託料の上から3番目の実施設計委託料、下から2番目の工事監理業務委託料、1ページめくっていただきまして、126の14節工事請負費のトイレ改修工事費を計上しております。17節備品購入費について、ガスオーブン購入費でございますが、経年劣化により、給食調理において焼きムラが生じるなどの不具合が発生しているため、更新するものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 127の3項、1目生活保護総務費でございます。主に、行旅病人の救護を行う事業でございます。本目は、概ね昨年と同様の予算で、大きな変更はございません。同じく127の中段から129の2目扶助費でございます。被保護者の医療費などの各種扶助などを行う生活保護業務でございます。129の中ほど19節扶助費をお願いいたします。生活保護世帯につきましては、令和5年度までは新規申請の増加が見られましたが、令和6年度からは死亡等により減少傾向で推移しております。実績などから約3,000万円の減額をしておりますが、今後も推移を注視しながら対応してまいります。次に、130をお願いいたします。4項、1目災害救助費ですが、災害救助法に基づき、被災者の救助活動に係る経費でございます。本目において、社会福祉課で所管する費目といたしまして、19節扶助費で、災害により被災された方々への見舞金の支給を行っておりますが、大きな変更はございません。

健康増進課長（上田 芳枝） 131をお願いいたします。4款、1項、1目保健衛生総務費です。本目は、救急医療や離島等の地域医療に係る事業、献血事業等を実施するための経費を計上しております。12節委託料の患者移送業務委託料は、平郡島内で患者を移送する業務を委託するものです。132をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の1つ目、救急安心センター事業負担金は、山口県が運営している病気やけがなどの際の電話相談窓口#7119の運営にかかる本市の負担金です。上から4番目の救急医療施設運営費補助金（病院群輪番制）、次の救急医療施設運営費補助金（救急告示病院）、一番下の小児救急医師確保等支援事業補助金

は、周東総合病院の救急医療に係る経費に対する補助金です。3つのうち、救急医療施設運営費補助金（救急告示病院）を約5,300万円増額し、救急医療に対する補助金を拡充しております。柳井保健医療圏の1市4町で補助するもので、本市が代表して支出し、4町からは負担金としていただいております。周東総合病院では、医師や医療従事者の確保等が難しい中、柳井保健医療圏で唯一、二次救急を担っていただいております。今後もこの二次救急医療提供体制を維持していくために、医療従事者の確保、定着に向けた処遇の改善につなげていただきたいと考え、救急医療に係る人件費等の経費に対する補助金を拡充しております。続きまして、同じく132の2目保健対策費は、健康づくりや各種がん検診や特定健康診査、定期予防接種、生活習慣病改善指導や自殺対策などの経費を計上しております。一部、こどもサポート課分が含まれますが、まず、健康増進課分について御説明いたします。133をお願いします。

11節役務費の通信運搬費を令和7年度より増額して計上しております。がん検診の受診率向上のため、受診勧奨通知をこれまでより増やし、69歳以下の市民及び今年度受診された70歳以上の市民合わせて約1万4,000人にお送りするためです。12節委託料の上から3つ目のがん検診委託料は、受診勧奨通知を増やすことで受診者が増えると見込んで増額して計上しております。次の134をお願いします。個別予防接種委託料のうち、健康増進課分は5,059万6,000円です。高齢者のインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌及び带状疱疹の定期接種にかかる委託料となります。13節使用料及び賃借料ですが、上から2つ目の電算システム使用料を新規で計上しております。これは、がん検診の予約システムを新たに導入するもので、保健センターの開庁時間外にもWEBで予約ができ、予約枠の管理も可能となります。また、利用者側が予約の変更をすることも可能となることから、これまでよりも予約がしやすくなり、受診率の向上につながると考えています。18節負担金補助及び交付金は、おたふくかぜワクチン接種助成金以外が健康増進課分となりますが、例年どおりの計上となります。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 134、12節委託料の個別予防接種委託料のうち、こどもサポート課分についてです。子どもや妊婦を対象とした定期予防接種に要する経費5,128万1,000円を計上しております。なお、令和8年4月から定期接種の対象疾病として追加されましたRSウイルス感染症も対象としております。

健康増進課長（上田 芳枝） 137をお願いします。5目保健センター運営費です。保健センターの施設・設備の維持管理に係る経費を計上しております。138をお願いします。12節委託料の一番下、実施設計委託料を新規で計上しております。保健センターは昭和57年4月に開設しており、老朽化した施設や設備の改修を計画的に行っています。令和9年度に予定している公共下水道への切替工事、高圧受電設備の改修工事のための実施設計委託料となります。その他の運営経費については、概ね例年どおりの経費の計上となっております。143をお願いします。9目応急診療所運営費でございます。初期救急医療の確保のために設置している休日夜間応急診療所の運営に係る経費を計上しています。休日夜間応急診療所は、本市と上関町、田布施町、平生町の1市3町が共同で運営を行っており、3町からは負担金をいただいております。1節報酬は、会計年度任用職員の看護師及び医療事務員の雇用にかかる経費を計上しております。144をお願いします。12節委託料の下から2つ目の診療業務等委託料は、診療については、柳井医師会及び熊毛郡医師会の医師が順番で出務して行い、患者に処方

する薬は柳井薬剤師会の薬剤師が順番で出務して処方しております。この医師や薬剤師の出務に係る経費を医師会及び薬剤師会への委託経費として計上しております。13節使用料及び賃借料の一番上の土地建物借上料は、旧神出内科医院の1・2階及び駐車場をお借りしておりますので、その賃借料を計上しております。その他、医療機器の借り上げ料などを計上していません。運営経費については、概ね例年どおりの経費計上となっております。145ページの10目平郡診療所運営費です。離島医療を確保するための平郡診療所及び西出張診療所の運営に係る経費を計上しております。平郡島の医療提供体制については、令和3年4月に常勤医師から非常勤医師の体制に変更となり、令和4年4月からは、周東総合病院から医師を派遣していただき診療を行っております。1節報酬の看護師報酬（会計）は、会計年度任用職員の看護師の報酬となります。10節需用費の医薬材料費は、令和7年10月から薬の処方を院内処方からオンライン服薬指導による院外処方に変更したことにより、令和7年度当初予算より約700万円減額して計上しています。11節役務費の通信運搬費及び手数料は、オンライン服薬指導の郵送料や振替口座手数料などにより増額して計上しております。146ページをお願いします。12節委託料の下から4つ目の医療事務委託料は、医療費算定など専門知識が必要となることから、専門事業者に委託して行っており、そのための経費を、その下の遠隔診療機器保守業務委託料は令和6年2月に企業版ふるさと納税により寄附していただいた遠隔診療機器の保守管理に係る経費を計上しております。次のオンライン診療等支援事務委託料は、平郡東地区のオンライン服薬指導を平郡郵便局で実施しており、機器の管理や服薬指導の際の支援業務にかかる委託料となります。次の電子処方箋管理サービス導入業務委託料は、オンライン服薬指導の際の処方箋をオンラインで薬局とやり取りできるようにするための経費となります。13節使用料及び賃借料は、医師の使用するパソコンやオンライン服薬指導で使用する医療機器のリース料等を計上しております。147ページの17節備品購入費の医療機器購入費は、自動血球計数CRP測定装置、検査データシステムを更新する経費として521万3,000円と耐用年数を迎えるAEDの更新にかかる経費33万円などを計上しております。18節負担金補助及び交付金の医師派遣負担金は、周東総合病院から派遣される医師1人分の給与を負担金として計上しております。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 説明を抜かしておりましたので、少し戻っていただきたいと思えます。134ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金について、一番下のおたふくかぜワクチン接種助成金でございますが、保育料の無償化による低年齢児の保育園への入園が大幅に増加している状況を踏まえ、新たに任意接種であるおたふくかぜを接種した者に対し、助成するものでございます。対象は1回目を1歳児とし、2回目を年長児としております。135ページ、3目母子保健費でございますが、妊婦や乳幼児の健康診査など、母子の健康に要する経費を計上しております。12節委託料につきまして、上から3番目の産後ケア委託料でございますが、産後1年未満の母子を対象に授乳指導や育児相談を実施するものでございます。令和8年度からは、通所型として、地域施設で実施する集団型や、県事業として宿泊施設で実施される事業を加えるなど、内容を拡充して実施するものでございます。136ページ、18節負担金補助及び交付金につきまして、下から3つ目の妊婦のための支援給付金でございますが、妊婦1人につき5万円、妊娠している子ども1人につき5万円を支給するものでございま

す。その下の妊産婦アクセス支援事業補助金でございますが、遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦に対し、概ね60分以上の移動時間がかかる分娩施設になるのですが、当該施設までの交通費や宿泊費の一部を助成するものでございます。これまで分娩時のみ対象でございましたが、令和8年度からは、妊婦健康診査及び産婦健康診査に対象を拡充して実施することといたします。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（長友 光子） 117万を願います。先ほどの条例の制定がありましたことも誰でも通園に関する予算がここに計上されております。102万5,000円ということですけど、これは、希望した日積と伊陸に分けて支給されるのですが、同じぐらいの割合でしょうか。どのぐらいの割合で分配をされるのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 実績に基づいて支給することになります。

委員（長友 光子） 希望して手を挙げた保育園に委託をするということですが、希望してないということはゆとりがないということだと思います。希望した日積、伊陸もどうでしょう。想像するだけでも、ゆとりがあるから手を挙げたということでしょうけれども、実績により補助をするということですけども、子どもを預かるということは、お金では賄いきれないことだと考えます。やはり慣れない子を月10時間以内かも分かりませんが、ぽつと来られて受け入れるということは、通常の園の保育にも大変影響があるでしょうし、想像に難くなく、ここにかかりきりになるとかいう状況も生まれてくると思うんですね。ですから、委託した保育園の援助の仕方としては、お金で賄えないことがあるかなあと。保育内容についても保育についても。在園している子どもたちにも大変大きな影響があると思います。慣れてくれば、大変効果があるというのものもあるでしょうけれども、大変難しい事業だなと思います。それで、補助の仕方が何ですかね。この際、ちょっと話が飛んですみません。普通の保育園も、ゆとりがないから受けられないで、伊陸と日積は受け入れたということですけども、ちょっとそのことから離れますけれども。

委員長（田中 晴美） 長友委員、質問をお願いします。

委員（長友 光子） すみません、援助の仕方として、お金ですませるってということじゃない援助の仕方というのは考えておられないのでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 国の制度に則って実施してまいります。現在、保育士の不足につきましては、いろいろとお話を聞いておりますので、その代わりとなるものではございませんけれども、安心安全保育体制強化事業補助金とか、そういった事業で補助してまいりたいと考えております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（三島 好雄） 113万の9目厚生諸費、1節報酬の生活困窮者相談支援員報酬が、174万3,000円とあがっていますが、これは1人分でしょうか。

社会福祉課長（山本 直邦） 報酬の人数でございますが1名でございます。そのほかに、再任用職員が主任相談支援員ということで、月、水、金、勤務しております。174万3,000円あがっておる職員につきましては、火、木、金でございます。いずれにしても相談体制として、

必ず誰かがいるように位置づけておるということでございます。

委員（三島 好雄） 私も市民相談があつて行ったことがあるんですけども、出るのが少ないので174万円ぐらいになったんですかね。

社会福祉課長（山本 直邦） 会計年度任用職員、週3回、14万5,200円掛ける12か月分ということで積算して予算計上しておるものでございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（ジョンソン 彩奈） 122号から124号にかけて、大島保育所と柳井南保育所があるんですが、公立の保育園はこの2園ということによろしいですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 公立の保育所は柳井南保育所と大島保育所の2園になります。

委員（ジョンソン 彩奈） 保育士不足を解消するような予算はありますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 保育士不足を解消する予算というのはないのですけれども、例えば保育士の資格を取りたいと思われるひとり親の方に対する援助のための予算は計上しております。先ほど説明いたしました、母子家庭等自立支援給付金につきましては、ひとり親の方が資格を取るために生活費を支援する制度でございまして、保育士の資格を取りたいと言われる方がいらっしゃれば、利用していただければと思います。

委員（ジョンソン 彩奈） 132号の18節負担金補助及び交付金の小児救急医師確保等支援事業補助金において、周東総合病院は小児救急の受け入れは行っていないという認識なんですが、その辺りを教えていただけたらと思います。

健康増進課長（上田 芳枝） 小児救急医師確保等支援事業補助金は、周東総合病院に対するものですが、非常勤ではありますが、周東総合病院には小児科の医師もいらっしゃいます。夜間については、当直の医師の判断で受け入れが可能な場合は小児救急も受け入れることはあります。数としては少ないのですが、救急ということになりますと日中もあります。この補助金は休日や夜間の対象になりますが、小児救急ということでありまして周東総合病院に委ねることになります。ただ、当直医は必ずしも小児科医ではありませんので、そこは当直医の判断で消防と連携してどこの医療機関に搬送するかの判断をしていると聞いております。

委員（長友 光子） 109号中ほどの高齢者補聴器購入費等助成金について、1年間かけての実働ということで敬意を表したいと思います。予算は約何人分を想定しているのかということをお尋ねしたいと思います。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 高齢者補聴器購入費等助成金につきましては、補聴器の購入は100名を予定しています。

委員（長友 光子） 下関市でこの事業を開始した際に1か月くらいで全部予算を使い切ったという話を聞いておりますが、柳井市では年度内に予算が足りなくなった時に補正などを組まれる予定でしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 補聴器助成制度の対象人数ですが、下関で助成の人数の上限に達したとお言葉がございました。また、他市が同様の制度を実施しております。これらの実施状況を踏まえまして、この人数で計算させていただいておりますので、おそらく本年度につきましては、この人数を上限に賄えるものと考えております。

委員（長友 光子） 単なるお金の補助だけではなくて、アフターケアも含めた制度にしたいと意

欲的に取り組んでこられまして、認定補聴器技能者が柳井市にいないということで、この事業においては、認定補聴器技能者がいる店で買ったものに対する補助という制度になっています。柳井市には何店舗ほど認定補聴器技能者がいる店があるのでしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 常駐でこの認定補聴器技能者がおられる店舗は1店舗でございます。ただ、メーカーとかそういったところから、技能者の方が来られて出張で対応されるというところもあるというふう聞いております。

委員（長友 光子） 出張のところで購入してもいいということですね。

高齢者支援課長（藤井 裕久） おっしゃるとおりでございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 107ページあたりで、福祉計画の策定というお話がございましたが、令和8年度1年間で福祉計画を策定されると思いますが、これは第何期目の福祉計画か、何年周期で策定されているのかというのを教えていただけませんか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 岡委員さんがおっしゃったのは、おそらく高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画のことだと推測いたします。ただいま、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては3年間の周期で計画を策定しており、次が10期目ということになります。

委員（岡 龍一） 福祉の概要と福祉計画の違いを教えてくださいませんか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 福祉の概要につきましては、高齢者福祉と社会福祉、そのほか、児童福祉も含め、福祉の全ての制度について年度ごとにまとめたものでございます。先ほどの高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、3年間という期間の中での高齢者福祉及び介護保険に取り組むための計画ということになっております。

委員（岡 龍一） 112ページの西福祉センターの施設改修工事費なんですが、耐震化という説明がございましたが、お休みをされる期間等はございますか。

西福祉センター 館長（廣中 美幸） 令和7年度中に実施設計を委託しておりまして、設計がまだできあがっていないんですが、入札などの事務を経て、業者が決まるんですが、令和8年の8月頃からの休館を予定しています。ただ、子どもたちの習字教室やそろばん教室などは夕方ですので、可能であれば実施したいと考えておりますし、また料理教室とかエアロビとか、健康体操とか、地域の方が集まってこられる教室については、他の施設を利用していただいで継続していただく。それと西福祉センターは、人権啓発の相談事業を行っておりまして、それについては会計年度任用職員の相談員1名を任用しておりますし、館長がその業務を兼ねておりますので、相談については工事中も対応するというのを予定しております。休館は年度内ということで、2月くらいまでを考えています。まだ業者が決まっていないので、はっきりしたことがお答えできませんが、現時点ではこういった予定です。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（佐々木 久美） 135ページ、3目の母子保健費の12節産後ケア委託料について、前年度と比較して大幅に拡充してあるかと思うんですが、概要については御説明いただいたんですけれども、より具体的な拡充内容をお聞きできたらと思います。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 拡充の内容についてですが、まず1つ目がほっとひといき産

後ケア事業という県で実施している事業です。こちらは県が指定する宿泊施設で行うもので、1回のみ利用できるものです。ただ、こちらも宿泊施設の予約状況というところがありますので、必ずしも利用できるというものではございません。利用者負担金がございます。もう一つが、地域施設を活用する集団型の産後ケア事業です。こちらも利用者の実費分については負担をしていただこうと思っております。通所型については、医療機関や宿泊施設や地域施設をあわせて、利用者上限は7日ということで計画をしております。

委員(佐々木 久美) 宿泊施設の事業についてなんですけれども、こちらは実績に応じてなのか、または利用者がいなくても委託料が発生するのかなというものを教えていただければと思います。

こどもサポート課長(岩原 幸枝) 実績に応じてということになります。その方が利用をされましたら、利用料が発生するということになります。

委員(佐々木 久美) 利用が進むようにと願うばかりですけれども、年齢が1歳未満というようなことをお聞きしたんですけれどもこれは県のほうで決まっているということでありましょ

うか。
こどもサポート課長(岩原 幸枝) 産後ケア事業につきましては1歳未満のお子様となっております。

委員(佐々木 久美) 経費に対して最大の成果が上がりますように、ぜひ情報発信のほうをお願いしたいと思います。

委員長(田中 晴美) 1時間を過ぎましたので休憩をとります。10時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時30分)

委員長(田中 晴美) 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。委員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員(ジョンソン 彩奈) 116名の私立保育所委託料について、3歳未満のお子様が無料になったことでかなり増えたというお話でしたが、だいたいどのくらい増えたのでしょうか。人数でも割合でもいいので教えていただけたらと思います。

こどもサポート課長(岩原 幸枝) 令和8年度の当初予算では、年の平均児童数を598人と見込んでおります。令和7年度当初は540人と見込んでおりますので、58人の増加を見込んでおります。

委員(ジョンソン 彩奈) もう一つ117名のこども誰でも通園制度のところ、大体この援助というのが1人当たり実績に合わせてということだったんですけども、1人当たりいくらぐらの援助または何時間なのか、どういった割合でお支払いされているのかをお願いします。

こどもサポート課長(岩原 幸枝) 実績というふうに申しあげましたけれども、こちらは単価の計算となっております。0歳児の単価が1時間あたり1,700円、1、2歳児が1時間あたり1,400円と国の予算で示されております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 103ページの2目障害福祉費の7節報償費なんですけど、分からないので教えてください。いただきたいのですが、後見人報償費というのはどういったものでしょうか。

社会福祉課長（山本 直邦） 後見人報償費でございますが、認知症や知的障害などで判断能力のない方に、財産管理や生活維持のための身上監護などを行うものでございまして、弁護士、司法書士への支払い、例えば市長申立て等がございます。

委員（平井 保彦） 後見人になってもらっている方に払うという意味なんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） おっしゃるとおりでございます。

委員（平井 保彦） 108ページの敬老会事業委託料に関して、敬老会の参加人数が減っていることに対する対策というようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 敬老会につきまして、令和7年度は全体で出席率が12.3%、令和6年度は出席率が11.7%で、少し上昇しております。それぞれの地区社協では出席率を向上させるため、趣向を凝らした催しを計画されておられまして、このことが出席率の向上につながったものと考えております。

委員（平井 保彦） 118ページのこどもまんなか保育士独自加配事業補助金ですが、これは国に基準以上の3歳未満児の配置をした場合に、補助ということのようでしたけども、保育士さんが少ない中であって、こういう園があるのかなのか、その辺りをお聞かせください。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 令和7年度についてなんですけれども、今回3歳未満児が対象になるんですが、残念ながら加配できたところがないということで、実績はないです。

委員（平井 保彦） どこの園も苦勞されているようですが、保育士免許を取るいい手立てがありましたっけ。そういった援助をするなりして各園のサポートをしていかないとなかなかこれから大変だと思いますので、その辺りも御配慮いただけたらというように思います。よろしくお願ひします。そのまま質問します。132ページの救急医療等の補助金ですが、周東総合病院はこの額で十分とおっしゃっているのでしょうか。それとも、まだまだという状況なのか。ニュースだけでもいいので教えていただけますか。

健康増進課長（上田 芳枝） 周東総合病院がどこまで赤字なのかというのは分からないんですけど、今後診療報酬の改定があります。十分なのかどうかは分かりませんが、救急医療もお金だけではなく、看護師や医師もそんなに多くいらっしゃるわけではないので、医療従事者の確保でも困っておられるため、金額だけではないのかなという気がします。

委員（平井 保彦） とりあえず救急医療は維持できるということによろしいですか。

健康増進課長（上田 芳枝） 維持していただくために今後、行政だけではなく、病院、介護施設等の地域で協力していかないといけないと思っております。

委員（平井 保彦） 136ページの負担金補助及び交付金の妊産婦アクセス支援事業補助金ですが、これは60分以上の移動というような御説明だったかと思うんですが、なぜ時間のような曖昧なものにして、距離にしなかったのかその辺りちょっとお聞かせいただきたい。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） こちらが国や県の制度を利用しております。移動の時間がおおむね60分程度とさせていただいたのは、何なんですかね。距離に応じてということになるのですが、補助をさせていただくときには、インターネット上で計測させていただいてお

ります。実際に該当する所といいますのは、柳井市から周産期母子医療センターになりますので、分娩時につきましては、周産期母子医療センターを利用されたところに対して助成をさせていただいております。

委員（平井 保彦） 周産期母子医療センターがどこにあるのか私はわかっていないのですが、光市とかその周辺では該当しないということではよろしいでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 周産期母子医療センターは徳山中央病院、岩国にごございます岩国医療センターとそれよりも遠いところが該当することになっております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（平岡 実千男） 145分のところで平郡地区でオンライン服薬指導が始まったわけですが、当初は島民の方が戸惑いながらということでは始まったわけですが、今の利用状況などをちょっと教えてもらえればと思います。

健康増進課長（上田 芳枝） 現在、診療された方で服薬がある場合は、原則オンライン服薬指導を受けていただいております。ただ緊急に処方しないといけない時は院内で処方するようになりますので、その場合はオンライン服薬指導を行っておりません。1月末の数字になりますが、平郡東地区で対面診療の患者数が今年度4月以降の全部の数字なのでちょっと参考にはなりません、638人いらっしゃって1日平均14.8人の方が診療を受けていらっしゃいます。オンライン服薬指導は、1日平均10.4人となっております。西については、対面診療の1日平均が6.5人、オンライン服薬指導は4.9人となっております。1年通して毎回同じ状態ではないので参考にはなりませんけど、日によっては服薬がない方もいらっしゃいます。予防接種だけの方もいらっしゃるの、必ずしも同じ平均値ではありませんが、服薬指導に関しては先月、平郡地区の平郡診療所運営会議を行いました、特段マイナスな意見はありませんでしたので、引き続き実施を続けていければと思っています。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 132分のさっき平井委員が言われました周東総合病院に対するいろいろな補助金なんです、実績報告は毎年上がってきておるのでしょうか。

健康増進課長（上田 芳枝） 小児救急に関しては日数で計算をいたします。あと救急医療施設運営費補助金（輪番制）と救急告示ですがこれは人件費が対象となりますので、人件費の実績ということで報告を受けております。当然そちらのほうは全体の人件費なので金額が大きい、補助金として予定している額よりは多くなります。そういった実績の報告はいただいております。

委員外議員（藤沢 宏司） それって、先ほど赤字かどうか分からないって言われたんですけど、実際にそうなおるのかどうかという確認はしたわけではないですね。

健康福祉部長（益田 昌明） 周東総合病院さんからは、ここ数年の事業の状況というものの報告をいただいております、令和4年度から事業損益がマイナス、令和5年度からは当期利益剰余金が億単位でマイナスということで、5年度からは赤字の状態が数億円単位で続いている

というところでございます。周東総合病院につきましては、公的な医療機関というところで、1市4町としてこれまでも支援を続けておるところではございますけれども、医師が減り、看護師もどんどん減っているような状況となっております。山口県全体では看護師数は増えているんですけども、この過疎地域といいますか、いわゆる不採算地区というような言い方をしますが、そのエリアに住んでいる人口が非常に少なくなっている中で、非常に厳しい状況が続いている。今回、救急告示というところで補助金を増額させていただきましたのは、とにかく看護師の確保を何とかこの財源を使ってしていただきたいということが非常に大きなところでございます。6月に診療報酬の改定がございまして、救急についてもかなり手厚く評価がされるような報酬改定にはなるというところがございますけれども、何とか今の救急体制を維持するために、この補助金を使っていただく。ただこれにつきましても基本的には当然実績精査をいたしますので、おおむねこの額というところで当初は始めていきたいというふうに思っているところがございます。

委員外議員（藤沢 宏司） 救急で本当に赤字なのかどうなのか分からないということですよ。救急以外で赤字だったら、別にこの救急の関係で補助金を払わなくて、運営じゃなしに、全体の公的な病院として認知するのであれば、もう最初からこの周東病院に対して公的病院と同様に考えてすべきじゃないですかね。私はそう思うんですけど、いかがでしょう。

健康福祉部長（益田 昌明） 確かに病院全体としてマイナスというところで先ほどお話をさせていただきました。救急自体がマイナスかどうかという部分については詳細なデータをいただいているわけではありませんが、ただ一般的に救急は不採算部門と言われる診療部門でございまして、なかなか24時間365日医療スタッフが待機する中で、その辺りの対価と待機等にも評価がされていないというような現状があります。救急の診療報酬としては、あくまでも来られた救急患者さんを診て得られる報酬のみというところなので、そもそもが不採算部門と言われる分野というふうにこちらとしては理解をしております。周東総合病院は公的病院ということになりますので、税制上及び財政上の優遇等もございまして、例えば固定資産税が非課税扱いになるなどあるとか、法人市民税も所得割はかからずに均等割の最低限の5万円というような措置もございまして。また、こういった不採算地区にある、そういう公的病院に対して市が助成した場合には、その助成額の8割は特別交付税で措置をされることになっておりますので、その辺りで御理解をいただければと思います。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員外議員（山本 滯馬） 107条をお願いします。7節の報償費で、敬老祝金というのがあるんですけども、これのお渡しする先について教えてください。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 7節報償費の敬老祝金につきましては、100歳を迎えられた方にお渡ししているものでございます。

委員外議員（山本 滯馬） その下の百歳記念報償費と併せていただけるということでしょうか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 両方とも対象者は100歳ということになっておりますので、両方お渡しするという形になります。

委員外議員（山本 滯馬） 分けている理由は何なんですか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 祝金の方は、本人様のこれまでの御苦勞をお祝いしてという形で、

市長から手渡しさせていただき、また同じく市長から手渡しするような形になりますけれども、形に残るものを記念品としてお渡しさせていただいているところでございます。

委員外議員（山本 滯馬） ありがとうございます。125万円をお願いします。大島の保育所費ということで、10節需用費及び12節委託料のところ、修繕に伴って分電盤の取り替えと和式トイレを洋式にというお話があったと思うんですけれども、実施設計委託料、工事監理業務委託料、もろもろ合わせまして、和式トイレを洋式にする分のお金というか実際に関わる分について教えていただければと思います。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 大島保育所の大人用の和式トイレが3基、幼児用2基を和式から洋式化させていただくものでございます。あわせてそれに伴いまして和式から洋式にさせていただくのにちょっとスペースを広く確保しなければなりませんので、男性用の小便器を2基ほど、それぞれ撤去して場所を確保することになります。

委員外議員（山本 滯馬） 金額はおいくらでしょうか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 予算に示しているとおりでございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員外議員（中川 隆志） 103万円の20節貸付金に高額療養費つなぎ資金貸付金が300万円あるんですが、これはどういうものですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 高額療養費つなぎ資金貸付金というのは、国保被保険者が高額療養費の支払いに必要な資金を貸し付けるものでございまして、高額療養費の10分の9以内というようになっております。

委員外議員（中川 隆志） 制度としては高額療養費を申請すると限度があって、それ以上は払わないでいいと思うんですけど、その前の段階でということですか。

社会福祉課長（山本 直邦） おっしゃるとおりです。

委員外議員（中川 隆志） 認定される前に、例えば100万円払ったとして、払うんじゃないだろうけど、その100万円分を貸し付けるということ。

社会福祉課長（山本 直邦） 詳細については私も承知しておりません。

委員外議員（中川 隆志） 分かりました。いい制度だと思います。次に105万円の介護給付費と訓練等給付費がいずれも億単位でかなり大きい金額なんですけど、特に訓練等給付費って何の訓練、例えばリハビリとかそういうための給付ですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 訓練等給付費の主なものでは共同生活援助、いわゆるグループホームの入所であったり、就労継続支援B型といたしまして、そういったものがございます。中川議員がおっしゃるように、訓練等給付費でいきますと、令和4年度が2億4,000万円、令和5年度が2億5,000万円、令和6年度が2億8,000万円と上昇をしております。障がいの方々にとっては、そういう社会に出て、社会参加という意味では増えるということはいいことだと私は思います。

委員外議員（中川 隆志） 109万円をお願いします。18節負担金補助及び交付金の老人クラブ活動育成事業費助成金とその下に老人クラブ活動育成事業費補助金で単位老人クラブと老人クラブ連合会ってあるんだけど、これはたぶん上のほうの補助金は老人クラブに対して直にしている補助金で、下のほうは要するに老人クラブ連合会に直に払っている予算じゃないかと

思うんですけど、老人クラブ活動育成の老人クラブ連合会のほうから、単位老人クラブのほうに下りるお金というのは、あるんですか、ないですか。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 中川議員がおっしゃるように、単位老人クラブへの活動育成費助成金は、これは単位老人クラブへそのままお支払い、老人クラブ連合会につきましては老人クラブ連合会のほうへお支払いをしております。老人クラブ連合会の活動育成費の補助金につきましては、基本的に事務等を行うものということになっております。そちらのほうの費用ということですので、こちらのほうから直接単位老人クラブのほうへ補助という形はないと考えております。

委員外議員（中川 隆志） 次は117万円をお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の1番下のところで民間保育サービス施設利用者保育料助成金で、これは認可外保育所の保育料も無償化したということなんですけど、人数としては何人ぐらいを予定されていますか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 合計で11人を見込んでおります。

委員外議員（中川 隆志） 新年度予算で4月から予算がつくんですけど、たぶん認可外保育所については特に途中から入られる方とかいてタイムラグあると思うんですよ。申請ベースだから申請して認可してから出ると思うんで、その間の4月からすっばり出てくるわけじゃないと思うんですけど、そのタイムラグっていうのは、後で補填されるわけですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） こちらにつきましては、償還払いという形で対応させていただいております。保護者の方が一旦納めていただいて、それを後から補填させていただくこととなります。

委員外議員（中川 隆志） 要するに払った後で、市から戻すということですね。分かりました。それから120万円をお願いします。これも18節負担金補助及び交付金なんですけど、母子家庭等自立支援給付金ってこれお母さんの研修ということで間違っていないですよ。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） そうです。専門養成機関で資格を取るために通っていただくためのものがございます。

委員外議員（中川 隆志） 次は136万円をお願いします。妊婦のための支援給付金、妊婦に5万円、子どもに5万円というふうに説明されたと思うんですけど、両方に出るわけですか。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 妊婦のための支援給付金は2回に分けて支給を行うことになります。まず1回目は母子手帳交付時に妊娠しましたということでお支払いいたしまして、2回目のほうにつきましては、出産後になりますが、お腹の中にいる胎児の数に応じて支給をすることになります。

委員外議員（中川 隆志） 109万円、7目の人権啓発費のところ、たしかちょっと減額になったというような説明があったかと思うんですけど、市の基本構想みたいなどころでは、6つの大きな構想の中に人権、子育て、教育って人権をうたっているんですけど、減額になるっていうことは、何か市の人権に対する姿勢が後ろ向きになってきたんじゃないかという気がするんですけど、そういうことじゃないわけですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 人権啓発費の減額についてでございますが、こちらについては、おっしゃるように総合計画の中にも人権というのは人間が生きる意味で1番重要な部分でございますので、後退するわけにはいかないんですが、令和8年度予算につきましては、団体がござ

いまして、団体との協議の結果、補助金につきましては自主財源での運営を基本とする方針を踏まえて減額させていただきました。それ以外にも、返納金の部分についても減額があったということでございまして、決して後退しておるわけではございません。

委員外議員（中川 隆志） これは補助金なんだけど、市独自の予算でやる人権啓発活動というのはあるんですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 市独自ではございませんが、いま行っておりますのが法務局と連携をとり、毎年12月4日から10日までの人権週間に合わせて人権映画上映会を行っております。人権教育におきましては、各地区において講演会等を行っておりますが、人権啓発費の中では大きなイベント等はございませんが、人権映画上映会を市民に対して、周知を行っておりますところでございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより、議案第11号中の健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号中の健康福祉部所管部分は、全員意義なく可決すべきものと決しました。

次は、議案第14号令和8年度柳井市介護保険事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございましたらお願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 令和8年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

311号をお願いいたします。予算説明書の311号以降の保険事業勘定の歳入は、介護保険料、分担金、負担金等に係る予算を計上しております。主なものについて御説明させていただきます。1款保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画の期間である3年単位での介護保険の収支見込みにより、算定いたします。現在は第9期の介護保険事業計画中となり、その期間である令和6年度から令和8年度の介護保険料の所得段階区分を13段階に分け、基準額である第5段階の保険料を月額5,100円としております。312号をお願いいたします。3款、1項国庫負担金には、保険給付費に係る国の負担金を、2項国庫補助金には調整交付金、地域支援事業などに係る国の交付金を計上しております。314号をお願いいたします。4款支払基金交付金には、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収する、40歳から65歳までの第2号被保険者の保険料のうち、保険給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上しております。続きまして、5款、1項県負担金には、保険給付費に係る県の負担金を、315号の2項県補助金には、地域支援事業費に係る県の交付金を計上しております。316号をお願いいたします。7款、1項一般会計繰入金は、歳出の保険給付費、地域支援事業費における市の法定負担分を計上しております。317号をお願いいたします。3項、1目介護給付費準備基金繰入金は、柳井市介護給付費準備基金から取り崩

した金額を収入するものでございまして、令和8年度の保険給付費、地域支援事業費の財源である介護保険料の不足分を補うために必要な金額を計上しております。318号をお願いいたします。9款諸収入には、地域支援事業に係る利用者負担金や返還金を計上しております。続きまして、歳出でございますが、介護サービスを提供した事業者を支払われる報酬のうち、利用者の自己負担を除いた費用を介護保険制度に基づき負担する介護給付費や、介護予防の取組に関する経費、住み慣れた地域で日常生活を送れるよう支援する地域支援事業費等を計上しております。主なものにつきまして御説明させていただきます。320号をお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費は、介護保険事業運営に係る人件費と事務経費を計上しております。321号をお願いいたします。12節委託料の上から2行目、電算システム改修費委託料でございますが、国の介護情報を集約する介護情報基盤と、本市の介護保険情報とを連携するためのシステム改修費を計上しております。2項徴収費は、保険料の徴収に要する経費でございます。322号をお願いいたします。3項、1目介護認定審査会費は、要介護度を判定する介護認定審査会の開催に係る経費を計上しております。2目認定調査等費は、要介護認定申請等をされた方に対して実施する認定調査や、かかりつけ医の意見書の作成にかかる経費を計上しております。323号をお願いいたします。12節介護認定調査委託料は、介護認定調査を居宅介護支援事業所等へ委託するための費用を計上しております。その下、4項趣旨普及費は、介護保険制度に関する広報や周知に係る経費を計上しております。324号から330号までの2款保険給付費につきましては、介護保険関係法令等で定められるサービス類型毎に項及び目を設けて計上しております。324号をお願いいたします。1項介護保険サービス等諸費は、要介護度が要介護1から要介護5までの方への介護サービス給付費でございます。326号をお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1と要支援2の方への介護予防に関するサービス給付でございます。327号をお願いいたします。3項その他諸費は、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払業務に関する手数料を計上しております。328号をお願いいたします。4項高額介護サービス等費は、介護保険の負担額が一定額を超えた場合に支給対象となる高額介護サービス費を、5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の負担額が一定額を超えた場合に支給対象となる高額医療合算介護サービス費を計上しております。329号をお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者の居住費や食費負担を軽減するための負担金を計上しております。2款保険給付費全体では、今年度の保険給付費の実績見込みにより予算を精査し、令和7年度から721万9,000円の減額で計上しております。続きまして、330号をお願いいたします。3款、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者等に対する訪問型サービスや通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントのサービス提供に係る経費を計上しております。332号をお願いいたします。2目一般介護予防事業費は、介護予防を推進することを目的に、第1号被保険者を対象とした介護予防のための各種運動教室の開催や、介護予防のための活動に関わる地域介護予防活動実施団体を支援することを目的とした事業に係る経費を計上しております。333号をお願いいたします。2項、1目一般管理費は、地域包括支援センター職員の人件費でございます。335号までの2目包括的支援事業費は、地域包括支援センター運営に係る経費及び地域包括支援センターが行う医療・介護連携体制の構築、生活支援体制の整

備、認知症施策の推進等に関する経費を計上しております。主なものを御説明いたします。335号をお願いいたします。12節委託料の上から2行目、生活支援サービス事業委託料は、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、高齢者を支える地域住民を主体とした生活支援サービス提供体制の構築や支援について委託する費用でございます。その2つ下、地域包括支援センター支所運営委託料は、より身近に介護支援に関する相談が受けられるよう市内を3つの圏域に分けて支所を設置しており、その運営を社会福祉法人へ委託するための費用でございます。18節研修会等負担金は、地域包括支援センター基礎研修や認知症に関する研修会の負担金や、主任介護支援専門員、介護支援専門員の研修負担金を計上しております。続きまして、下段の3目任意事業費は、介護教室などの家族介護者に対する支援等の事業、成年後見制度利用支援事業、地域見守型配食サービス事業などに係る経費を計上しております。7節報償費の成年後見制度後見人報償費は、低所得で財産のない被後見人に係る後見人報酬を計上しております。336号をお願いいたします。中段の12節委託料の地域見守型配食サービスは、地域ボランティア組織による配食サービスを通じて、地域に暮らす高齢者の生活を支援するもので、業務を委託する経費を計上しております。337号をお願いいたします。4款、1項、1目、19節扶助費の介護用品支給事業費は、在宅において常時紙おむつを必要とする高齢者の介護をされている家族介護者を支援するため、紙おむつを現物給付する事業でございます。338号をお願いいたします。6款諸支出金は、還付金や国、県支出金の返還金を計上しております。以上により、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ38億6,432万8,000円となり、本年度よりも1,627万9,000円の増額となります。続きまして介護サービス事業勘定でございますが、地域包括支援センターの機能の一つである介護予防支援事業所に係る経費を収支するものでございます。344号をお願いいたします。歳入に、介護予防サービス計画費収入を計上しております。346号をお願いいたします。歳出に、介護予防サービス計画作成や給付管理等のケアマネジメント業務に要する経費を計上し、347号の27節繰出金により、剰余金を介護保険事業勘定へ繰出しをいたします。介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,212万4,000円でございます。以上で補足説明を終わります。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第14号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっております議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算(第8号)について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

社会福祉課長(山本 直邦) 補正予算書の39章をお願いいたします。2段目の5目障害福祉費でございます。12節委託料の日中一時支援事業委託料につきましては、決算見込みによる減額でございます。19節扶助費の重度心身障害者医療費につきましても、決算見込みによる減額でございます。

高齢者支援課長(藤井 裕久) 8目老人福祉費でございます。7節報償費は敬老関連行事、長寿お祝い金及び記念品等の支出額の確定により減額するものでございます。12節委託料の敬老会事業委託料及び在宅介護実態調査等業務委託料は、事業実績の確定により、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託料は入札結果により減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金の訪問介護サービス供給基盤整備事業助成金は、実績見込みにより減額するものでございます。40章をお願いいたします。19節扶助費でございます。高齢者公共交通機関利用助成費は、高齢者おでかけサポート事業に係る助成費となります。申請者数を2,300人程度、利用率を71%と見込み予算を計上しておりましたが、申請者数が2,100人程度となる見込みであることから、記載の金額を減額するものでございます。27節介護保険事業会計繰出金は、介護保険事業の保険事業勘定における、総務費、保険給付費の補正に伴い、市の負担分の繰出金を減額するものでございます。

社会福祉課長(山本 直邦) 次に、同じく40章中段、11目西福祉センター運営費、12節委託料につきましては、高圧受電設備等改修工事に係る単価入替業務委託料の不用額及び耐震工事に係る実施設計委託料の入札減による減額でございます。その下、17節備品購入費につきまして、パソコン及びガステーブルコンロに係る入札減による減額でございます。次に、13目低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費につきましては、決算見込みによる減額でございます。1節報酬から41章、18節負担金補助及び交付金までの各節については事業完了による減額でございます。

こどもサポート課長(岩原 幸枝) 続きまして、42章を御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。1節報酬の放課後児童支援員報酬(会計)につきましては、勤務実績等に基づき減額するものです。12節委託料の障害児保育委託料(軽度障害)から子育て応援ヘルパー派遣事業委託料までにつきましては、実績見込みにより減額するものでございます。14節工事請負費の児童遊園フェンス改修工事費につきましては、新庄南児童遊園の北側フェンスの改修に係る工事費の確定により減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金及びこどもまんなか保育士独自加配事業補助金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。続きまして、43章の2目児童措置費でございます。19節扶助費につきましては、児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費(県制度)につきましては、いずれも実績見込みにより減額するものでございます。次に、3目母子福祉費でございます。18節負担金補助及び交付金の母子家庭等自立支援給付金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。19節扶助費の母子生活支援施設措置費につきましては、1月以降に利用申請があった時に対応するための予算を残して、減額するものでございます。

続きまして、5目柳井南保育所費とその次の6目大島保育所費でございますが、1節報酬及び3節職員手当につきましては、勤務実績等の見込みにより減額するものでございます。

社会福祉課長（山本 直邦） 次に、44号をお願いいたします。44号中段、3項、2目扶助費、3節職員手当等については、平成25年から実施いたしました生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応に係る時間外勤務手当を計上するものでございます。具体的には、令和7年6月27日の最高裁判決において、平成25年の改定が違法であるとの主張が認められ、平成25年8月以降の期間において保護を受給していた世帯に新たな基準額に基づき算出した保護費の追加給付を行うものでございまして、その事業の初期準備段階での事務作業を行うため、時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。なお、追加給付事業につきましては、必要経費等確認の上、令和8年度6月補正において、予算計上の上、御説明申し上げ、円滑な事業遂行を計画的に行うこととしております。次に、19節扶助費をお願いいたします。医療扶助については、入院患者の増加により、また、介護扶助については被保護者の介護に係る負担額が増えたための増額補正をお願いするものでございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 続いて45号4款、1項、1目保健衛生総務費です。18節負担金補助及び交付金では、救急安心センター事業費負担金について減額をしています。これは、山口県が運営する電話相談窓口#7119に係る負担金ですが、県の入札による額の確定に伴い減額をしております。同じく、産科医等確保支援事業費補助金は、周東総合病院の分娩件数により補助するもので実績による減額です。周産期医療提供体制支援事業費補助金についても、周東総合病院に対する補助ですが、周産期に係る常勤医師の雇用費に対するもので、実績により減額をしております。続いて、2目保健対策費です。12節委託料及び17節備品購入費を実績により減額しております。委託料の個別予防接種委託料は、健康増進課分が2,570万円の減額となります。12月補正では、10月から接種が始まる高齢者のインフルエンザと新型コロナワクチンの接種状況が把握できませんでしたので、今年度から定期接種となった带状疱疹ワクチン接種の増加分の増額をお願いいたしました。しかしながら、高齢者のインフルエンザと新型コロナワクチンの定期接種が予定よりも少ない見込みであることから、このたび減額するものです。なお、带状疱疹ワクチンについては、12月補正時の見込みより増加しているため、増加分を加味して計算しております。併せて、その他の特定財源を減額しております。これは新型コロナワクチンが定期接種化された際に交付されていた新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が、令和7年度は交付されなくなったためです。歳入予算は28号に記載してございます。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 続きまして、12節委託料の個別予防接種委託料のうち、こどもサポート課が所管する乳幼児分のマイナス263万1,000円につきましては、実績見込みに基づき減額するものでございます。

健康増進課長（上田 芳枝） 続きまして、46号下段の9目応急診療所運営費です。こちらは、会計年度任用職員の看護師及び医療事務員の報酬を実績により減額しております。インフルエンザ等の発熱患者は11月中旬から増え、年末年始も患者数は多かったんですが、時間外勤務等があまりなかったことにより減額をしております。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等

がございましたら、お願いいたします。

委員（坂ノ井 徳） 4 2 号、1 目の放課後児童支援員報酬の減額について、人数となぜ 1, 8 0 0 万円という大きな金額になったのかを教えてください。

こどもサポート課長（岩原 幸枝） 放課後児童クラブ支援員の勤務時間につきまして、学校が終わってから児童が帰るまでとなっておりますので、勤務時間はまちまちでございます。それにより実績が少なくなったということと、土曜日は朝 8 時から夜 6 時、7 時くらいまで行っているのですが、土曜日の利用がないため閉所されたところもありましたので、開所日数が減少しております。これによりまして、実績の見込みにより減額となりました。人数については、全部で 5 4 人になっております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（中川 隆志） 4 4 号、生活保護費の時間外勤務手当等の 1 5 万円ですが、これは何時間分ですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 3, 0 0 0 円の 2. 5 時間の 1 0 日の 2 名分で算出しております。

委員外議員（中川 隆志） 国の決定だから、やらざるを得ないので仕方ないんだろうけど、職員も非常に残業が多くなって苦しい状況ではあると思うんだけど、いかがでしょう。

社会福祉課長（山本 直邦） これについては中川議員がおっしゃるように負担のかからないように配慮が必要ですが、今回国の事務作業につきましては 1 0 分の 1 0 という国庫補助があり、ツールの確認や対象者抽出リストの作成業務の準備もありますので、今回予算計上させていただいております。

委員外議員（中川 隆志） おそらく新年度でも同じように残業せざるを得ない状況に追い込まれるんじゃないかと思いますが、その辺の予想はいかがですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 1 2 月末に国からある程度の資料通知がまいりまして、読み込んでおる状況ですが、システムを使って、対象者に給付金を間違いのないように給付するためには、複数人の目で確認をしていくと想定されますので、体調管理等を確認しながらケースワーカー、査察指導員、一丸となって対応してまいりたいと考えます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第 1 7 号中の健康福祉部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号中の健康福祉部所管部分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、議案第20号、令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） それでは介護保険事業特別会計について御説明いたします。補正予算書の90頁をお願いいたします。まず歳入でございますが、介護給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる減額により、その財源となります3款国庫支出金、91頁の4款支払基金交付金、92頁の5款県支出金、93頁、7款繰入金のうち、一般会計繰入金等について所要の補正を行うものでございます。94頁の3項基金繰入金につきましては、決算見込みにより基金取崩金額を減額するものでございます。続きまして歳出でございますが、95頁をお願いいたします。2款保険給付費のうち、1目居宅介護サービス給付費は、国庫支出金の増額に伴い財源を振り替えるものでございます。5目施設介護サービス給付費及び、6目特定入所者介護サービス費は、給付の動向を勘案し、所要の金額を減額するものです。96頁をお願いいたします。3款、1項、1目介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、給付の動向を勘案し、所要の金額を減額するものでございます。97頁をお願いいたします。2項、1目一般管理費でございますが、サービス事業勘定からの繰入金が増額見込みであることから、充当額を変更するものでございます。2目包括的支援事業費は、会計年度任用職員の採用時期の変更に伴う減額でございます。続きまして99頁をお願いいたします。介護サービス事業勘定でございます。歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入の実績見込みにより増額するものでございます。100頁をお願いいたします。歳出につきましては、歳入の計画費収入の増額により、介護保険事業勘定繰出金を増額するものでございます。これに伴い、先ほど御説明いたしました保険事業勘定の歳入について、93頁の7款、2項介護サービス事業勘定繰入金を増額しております。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第20号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、全員異議なく可決と決しました。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

高齢者支援課長（藤井 裕久） 介護保険事業特別会計、保険事業勘定へ予備費の充用を行いましたので御報告いたします。介護給付費の剰余分を管理するため設けております介護給付費準備

基金につきましては、定期預金で運用しております。介護給付費準備基金は、令和7年5月28日に定期預金へ預け入れましたが、その後預金金利が引き上げられました。定期預金を預け替えることで、預金利息の受領額が当初よりも増額となるため、2月12日に定期預金の預け替えを行いました。定期預金の預け替え時の受取利息につきましては、一旦介護保険事業特別会計の保険事業勘定で収入し、介護給付費準備基金へ積み立てるため、基金利子積立金として支出いたします。今年度の基金利子積立金は、この定期預金の預け替えによる受取利息を計上しておらず、予算が不足することとなりましたので、予備費76万2,000円を充用いたしました。高齢者支援課からの報告は以上でございます。

委員長（田中 晴美） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、健康福祉部の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

以上をもちまして、健康福祉部関係を終わらせていただきます。

執行部の皆さんは、大変お疲れ様でございました。

ここで、委員会を休憩し、午後1時から再開したいと思います。

（ 休憩 午前11時39分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

委員長（田中 晴美） 休憩を閉じて、委員会を再開いたします。新たに、1名の委員外議員さんからの出席をしたい旨の申出ございましたのでこれを許可したいと思います。

請願第1号、上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書について、議題といたします。委員の皆様からお一人ずつ、御意見を伺いたしたいと思います。委員会として、請願についての審査の結果を採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきものに区分して、議長に報告しなければならないとされております。したがって、皆様の御意見として採択とすべきもの、一部採択とすべきもの、不採択とすべきものいずれか、あるいは継続審査ということを申し出ていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、この請願第1号につきましては、昨年8月12日に提出され、継続審査の議決の後、審議未了で廃案となりました請願と請願の趣旨は大きくは変わっていないものの、市議会では反対表明を求める理由につきましては、少し書きぶりが変わっています。まず1番目の中間貯蔵施設、反対署名の結果をもとに反対表明を求めるものは前回と変わりませんが、2番目以降に

ては、そうではない市でもしっかりと人口を上げたり、利益を上げている。しっかりとやっ
ていける市が周辺にはありますので、そういったところを見て、参考にしてあげていくつ
うところが大切にするべきではないかなと思っております。

委員長（田中 晴美） 次に三島委員。

委員（三島 好雄） 私は請願について賛成の立場からお話をさせていただきます。キャスクの市
民アンケートでは反対が多数を占めました。しかしそれはただのアンケート世論ではありません。
柳井市民の皆様は不安の表れです。キャスクの耐用年数は50年とされています。それは
感情ではなく事実であります。ではなぜ市民の反対が多数なら、それは単なるイメージや風評
ではありません。将来はどうなるのか、最終的な責任は誰が負うのか50年後、その先はどう
なるのか、こうした極めて自然な疑問が十分に解消されていないからだと私は受け止めており
ます。私は原子力政策そのものをこの場で論じる立場にはありません。しかし、少なくとも言
えることは、この地域に重大な影響を及ぼす可能性のある問題については、市民の理解と納得
が不可欠であるということでもあります。50年という時間は、私たち現世代を超える時間軸で
す。50年後、この議場に今いる私たちはいないかもしれません。だからこそ、今ここにいる
私たちが将来世代に説明できる判断をしなければなりません。経済効果への期待もあるでし
ょう。しかし、安全と安心は数字と単純に比較できるものではありません。私は対立のために反
対するのでもありません。声の大きい立場に立つものでもありません。ここにおられる新人議
員の皆さんもそれぞれの志を胸にこの議場に立たれたことと思います。私も初当選をしたとき、
市民の命と暮らしを守ると誓いました。今その原点に立ち返っています。市民の不安の隣に立
つ、それが議員の責任だと考えています。この問題について、現時点で十分な合意形成がなさ
れているとは言いがたい。将来世代に胸を張って説明できる状況にあるとは言いがたい。率直
に申し上げます。私は、キャスクの耐用年数の50年に責任を持ってません。議会で賛否があ
って当然です。しかし、議会は対立を深める場ではなく、未来の責任を共有する場であると信じ
ます。どうかそれぞれの良心に従い、後悔のない判断をされることを願い、私の賛成のお話を
させていただきます。

委員長（田中 晴美） 次に平井委員。

委員（平井 保彦） 私は継続審査を主張したいと思っております。その理由は、なぜ皆さん急がれるん
でしょうかということ。まだ、事業者から事業計画等も出ておりません。そういったもの
をしっかりと聞いて、市民の皆さんにも聞いていただいた上で、その上で判断すればいいこと
であろうというふうに思っております。さらに言えばエネルギー政策、核燃料サイクル等につ
きましては国策でございます。やはり国の説明をしっかりと聞いて、責任の持てる立場の人の説
明を聞いた上で、いくら有識者の方が話されても無駄とは言いませんけども、やはり責任がと
れない立場の人の話では、参考にしかならないんだろうと。責任の持てる立場の方の意見を聞
いて、市民の皆さんにも聞いていただいて、その上で判断すべきというように思います。賛成
反対両方の方いらっしゃいますけども、一般質問等でもきちっと熟議をしようというよう
な御意見も出ております。そういったことを踏まえて、しっかりと国、事業者の意見を聞いて、
その上で判断すればいいのではないかとこのように思います。

委員長（田中 晴美） 次に坂ノ井委員。

委員（坂ノ井 徳） 私は請願に賛成の立場でお話をさせていただきます。1つは昔から言っているんですが、形あるものはいつか壊れるということ。そして、電力会社が発言するということは、これはもうゴーサインの方向で話をする。なければ話をする必要ありません。なぜ説明をするかって言ったらやるための説明です。いろいろな言い方はあるでしょうけれども、結論は賛成すべき請願だと私は思います。

委員長（田中 晴美） 次に佐々木委員。

委員（佐々木 久美） 新人の佐々木です。私は請願の趣旨にはおおむね賛同いたしますが、一部意見を異にする点がございまして、継続審議を求める立場でお話をいたします。まず請願の趣旨の1、圧倒的多数の市民が不安を感じという部分ですけれども、私自身が市民に実際に聞き取りをしたときに必ずしもそうではないというふうに感じております。また、自治会経由のアンケート等で72%の反対があったということではありますが、こちらについても提出されたものについてのパーセンテージかと思えます。自治会でまとめて返事をしていないという自治会もあるというふうに聞いております。こういう点から、いま1度ほかの団体による調査などもその結果も踏まえたいと感じているところであります。市民が反対しているから議会で反対表明するものという部分について、そこが意見を異なるというふうに感じております。ただ、子どもたちが未来も安心して暮らせる柳井市の実現に向けて、中間貯蔵施設というものは大きな影響を与えると思っておりますので、今後も審議を尽くしていきたいというふうに思っております。そういう観点から3月の定例会では、継続審議を求めるという結論に達しております。

委員長（田中 晴美） 次に岡委員どうぞ。

委員（岡 龍一） 新人の岡龍一でございます。今回の請願につきましては、私は継続審査を要望します。中間貯蔵施設の請願が昨年9月に提出をされ、そのときいろいろ審議をされました。まだそれから半年もたっていないような状況でございます。しっかり今回のこの中間貯蔵の建設につきましては、事業計画もまだ確定もしておりませんし、重要案件だからこそ、しっかり時間をとって継続審議し、そして最終的には判断をしていきたいと思っておりますので、今回の請願につきましては、私は継続審査を要望するところでございます。

委員長（田中 晴美） 次に中本委員。

委員（中本 英宏） 新人議員の中本英宏です。私も今回の請願に関しては継続審査を求めます。議員で構成する議会と地方公共団体における議事機関です。議事機関とは、審議する機関、熟議する機関とされております。上関町の町議選も昨月終わり今後事業計画書が出てくると聞いております。多様な民意の反映、議会としましては、いかに民意を反映できるかということがあげられると思えます。事業計画書を踏まえた民意の収集にはまだ判断ができない時期かなと思っております。一步一步丁寧に進めていくためには、命と暮らし、これからの地域の行く末を抱える事項のため、慎重かつ情報の収集を努めていくことが重要だと考えます。

委員長（田中 晴美） 委員の皆様方、慎重な御意見ありがとうございました。それでは継続審査という意見のほうが多くありましたので採決を行います。

お諮りをいたします。

請願第1号を継続審査と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」 「異議あり」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議のある方おられますのでこれより挙手による採決を行います。請願第1号を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【 挙手多数 】

委員長（田中 晴美） 挙手多数と認めます。よって請願第1号は継続審査と決しました。それでは午後1時35分まで休憩といたします。

（ 休憩 午後1時17分 ）

（ 再開 午後1時31分 ）

委員長（田中 晴美） 時間が少し早いんですが、みなさんお揃いですので、休憩を閉じて委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

委員長（田中 晴美） ただいまから市民部について審査を進めたいと思います。

執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言してください。また、私語は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず初めに、昨年の市議会議員選挙後、初めての委員会ですので、議会参与の方以外の執行部の皆さんより、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。レジメの裏に関係者名簿がありますので、順番をお願いします。

【 この間 執行部の自己紹介 】

委員長（田中 晴美） ありがとうございました。

それでは、付託議案等の審査を行います。議案第4号柳井市国民健康保険税条例の一部改正について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） それでは、市民生活課から補足説明させていただきます。資料ナンバー1の議案第4号の資料に沿って御説明いたします。この度の条例改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、地方税法が改正され、柳井市国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を創設いたしまして、賦課・徴収を行うため所要の整備を行うことにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。これまで国民健康保険税の課税額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分類されておりましたが、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分が追加されます。これまで徴収していました医療給付費分などと同様に算定されます、世帯の加入者の所得に応じて計算される所得割を0.33%、世帯の加入者数に応じて計算される均等割を1,430円、1世帯いくらと計算される平等割を910円とすることとしております。また、資料の表の下に説明を付しておりますけれども、特定世帯については平等割額を2分の1を乗じた455円に、特定継続世帯については4分の3を乗じた682円へ、それぞれ減額することとしております。また、子育て世帯を支援するための制度の趣旨から、18歳未満の被保険者の均等割額は全額減額される予定でございますので、その減額分を補うため18歳以上均等割が徴収され、その金額は100円としております。国保制度の都道府県単位化によりまして、保険税率は、山口県が示す標準保険

料率を参考といたしまして、各市町が決定することとされておりますことから、子ども・子育て支援金分につきまして、初年度でもありますことから、表中右に記載しております標準保険料率に近い税率としております。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

委員（坂ノ井 徳） 結論的にこの徴収部分というのは上がるんですか、下がるんですか。そしてもう一つ県によっても違うから、その辺の整合性はどうなっているんでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） この額が加算されますので、いただく保険税額としては、増額になります。県や市町によって、所得水準とか世帯数とか、保険者の数とかいろいろございますので、それによって、国がまず県の標準保険料率を示し、それをもとに県が市町の標準保険料率を示しまして、それをもとに市町が決定いたしますので、市町によってもばらつきはございます。

委員（坂ノ井 徳） 例えば山口県と広島県を比べたときにどのような違いが出てくるのでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 申し訳ありません。他県の状態までは把握しておりませんで、各市町においても、いま、議会での御承認をいただいているところだと思っておりますので、ちょっとお示しするようなものがない状況でございます。

委員（坂ノ井 徳） 言い換えましょう、昨年度を見て市町の違いは。

市民生活課長（應潟 雄一） 保険税率を完全に見比べることはなかなか難しいんですけども、柳井市の医療費水準が支出の面においてほしい中盤あたりで、それをもとに算定している面もありますので、保険料率においても、中盤ぐらいではないかなという印象でございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 県の標準税率っていうことですので、初めての子育て支援納付金ということで、それに準じたというふうにおっしゃってました。しかし、少し何円かは減らしているところもあるかとは思いますが、標準税率はあくまで今はまだ標準税率なので、やはり柳井市の市民に合わせて、工夫をするというか、そういうことが必要じゃなかったのかなと私は思います。それは、どういうことかといいますと、やはり今1番苦しんでいるのが均等割です。均等割は1, 436円の標準から1, 430円になってはいますが本当に高い。そこが苦しめている根源だと思います。国民健康保険は本当に悲鳴が上がるような高さです。普通の保険なら所得割での保険料の算出だと思います。それが0.33%っていうのは低いかなと思いますので、標準税率ありきではなくて、柳井市の少しでも国民保険税を下げていくっていう工夫というのが、この新しくできた子育て支援納付金の場合でもいるんじゃないかと思えます。本当に1円でも安くしてほしい。そういう国民健康保険税ですので、その辺の工夫といいますか、お考えはどうでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 初年度で県のほうで、子ども子育て支援納付金、事業費納付金として納める額は、決まっておりますので、それをもとに理論的な標準保険料率ということでお示しをいただきまして、そこからどのぐらいの幅で減額というのはなかなか難しいところがございますので、初年度ということもありまして、それに近い数字とさせていただいているということでございます。

委員（長友 光子） 先ほどもおっしゃいましたように、税率が大体3,000円台の平均になっていると思います。でもほかの市では、1,000円台、2,000円台もありますよね。予算として上程されているのが。ほかの市町の実態というのは御存じですか。

市民生活課長（應湯 雄一） 他市についても議会で御承認いただいているところだと思いますので、いまお示しできるものはございません。

委員（長友 光子） やはりほかの市町で、1,000円台、2,000円台の値上げにとどまっているところがあるというところを参考にして欲しいなと思います。要望です。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第4号につきまして、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、分割付託となっています議案第11号、令和8年度柳井市一般会計予算についてでございます。予算説明書の順を追って、市税歳入以外の、歳出に係る歳入につきましては、特に補足説明等が必要と思われる部分がありましたら、歳出にあわせて説明をお願いいたします。

税務課長（磯部 理子） 市税歳入について御説明いたします。予算説明書の17頁をお願いいたします。市民税についてでございます。個人市民税につきましては、本市は人口減少にございますが、県内景気は緩やかな回復傾向にあり、平均給与は上昇傾向にあることから、前年より均等割、所得割ともに増額で計上してございます。法人市民税につきましては、世界情勢の不安定さの影響が想定されますが、山口県内企業において、企業の業績が緩やかな回復基調にあることから増額で計上してございます。固定資産税についてです。固定資産税の土地につきましては、依然として周辺部の地価下落が見込まれますが、下落傾向は徐々に終息しつつございます。条例減免の適用期間の終了をむかえるものがあることなどから、全体としては微増となっております。家屋につきましては、令和8年度は評価替えの年ではないことから、新增築や滅失などの家屋異動分を考慮いたしまして、増額で計上してございます。償却資産につきましては、大規模償却資産の経年減価の状況などを考慮し、減額で計上してございます。固定資産税全体といたしましては、減額計上ということになってございます。18頁をお願いいたします。国有資産等所在市町村交付金でございます。こちらは、国、県からの通知を基に計上してございます。軽自動車税でございます。環境性能割につきましては、令和8年度の税制改正に伴い環境性能割が廃止される予定でございます。環境性能割は廃止されますが、令和8年2月

と3月に取得された車両にかかる税収が令和8年度に県から市へ払い込みされますので2か月分を計上しております。環境性能割が廃止されることに伴う令和8年度の減収分につきましては、全額地方特例交付金で措置される予定となっております。軽自動車税につきましては、同じく令和8年度税制改正により種別割から名称変更されます。こちらは旧税率区分の車両につきまして、標準税率区分車両への買い替えが、例年同様に進むと見込まれてはいますが、課税実績台数と過去3年間の異動台数の見込みから積算し、微減計上となっております。19頁をお願いします。市たばこ税です。喫煙率の低下や健康志向によるたばこ離れなど消費量が減少していることから減額計上しております。20頁をお願いいたします。都市計画税でございます。都市計画税は、土地・家屋ともに先ほどの固定資産税と同様の考え方で試算し、微減となっております。最後に15頁にお戻りください。表の一番上の行でございます。以上の結果、市税収入全体は、前年対比で減額を見込んでおります。主な要因は、先ほど御説明しましたとおり、県内景気回復基調などから市民税は増収となっておりますが、固定資産税が減収となる見込みでございます。

市民生活課長（應潟 雄一） 歳出について御説明いたします。予算説明書の72頁をお願いいたします。2款、1項、3目広報広聴費でございます。7節報償費になりますけれども、毎月1回、第2水曜日に開催しております弁護士による無料法律相談事業に係る経費を計上しております。

税務課長（磯部 理子） 予算説明書88頁をお願いいたします。税務総務費でございます。こちらは、職員の人件費、会計年度任用職員の報酬などの人的経費と協議会等への負担金を計上しております。会計年度任用職員につきましては、基幹系システムの標準化により、納税通知発送業務などの事務量が増加することが予測されます。つきましては、雇用日数を増額し、計上しております。89頁をお願いいたします。賦課徴収費は、市税の賦課徴収事務に伴う物件費、委託料などの経費を計上しております。主なものにつきまして、御説明いたします。10節の需用費でございます。こちらは、納税通知書等電算帳票等の増額が見込まれています。印刷製本費を増額で計上しております。11節役務費でございます。通信運搬費について増額計上しております。これは基幹系システム標準化により固定資産税の当初納税通知書の名寄せ作業が昨年度に比べ複雑になります。標準化初年度でもあり誤封入防止と作業の簡略化を図るために、通知書を3折りにせず、長3封筒から角2封筒に変更して対応する予定です。これによる郵送料の差額分が増額となっております。手数料につきましては、主に市税納付にかかる口座振替などの手数料を計上しております。12節委託料でございます。2行目の不動産鑑定評価業務委託料につきましては、毎年実施している地価下落修正確認でございます。3行目の電算システム改修委託料は、国が推進する地方税電子申告・電子納税等の拡充や更改対応にかかるシステムの改修委託料でございます。90頁をお願いします。3行目の地籍図データシステム取り込み業務委託料は、固定資産情報システムに課税マスターデータの取り込みや地籍図データの変換を取り込むための業務委託料でございます。4行目の固定資産土地路線価算定業務委託料でございます。こちらは、令和9年度の評価替えに向けて、令和7年度と8年度の2年間で市街地の路線価の鑑定評価を実施しております。こちらは、令和8年度分の委託料となっております。13節使用料及び賃借料につきましては、令和7年度と大きな変更は

ございません。17節備品購入費につきましては、市税徴収の際、臨戸徴収で使用している軽自動車を購入から25年を経過し老朽化していることから買い替えをするものでございます。18節負担金補助及び交付金でございます。主なものにつきましては、地方税共同機構に対する負担金でございます。22節償還金利子及び割引料は、過年度収入市税などが還付となった際の市税還付金の支出でございます。

市民生活課長（應潟 雄一）　　続きまして、2款、3項、1目戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは、住基ネットワークシステム事業、戸籍電算システム事業、戸籍住民基本台帳関係事業、個人番号カード、旅券、コンビニ交付、これら事業に係る経費を計上しております。1節報酬の事務補助員報酬から92分の4節共済費までと8節旅費につきまして、会計と記載のあるところでございますが、マイナンバーカードの交付申請や更新手続きに係る事務を補助する会計年度任用職員4名分の人件費を計上しております。変更のあった点といたしましては、11節役務費でございますけれども、データ消去作業料につきまして、昨年度戸籍への振り仮名記載へ対応するため、戸籍端末を1台増設しておりましたが、届出期間が令和8年5月25日で終了するため、戸籍システムのデータの消去を行うものでございます。また、システム更新作業料につきましては、住基ネットシステムの随時更新に対応するための作業料でございますが、通常2回計上しておりますが、5月に1回目が早い時期に計画されているものがございまして、1回分プラスで計上しております。12節委託料のうち、戸籍情報システム改修委託料は戸籍の附票システムの標準化・共通化に係る委託料でございます。17節備品購入費のパソコン購入費でございますが、個人番号カード申請補助に使用いたしますiPadが5年を経過するため、更新するものでございます。103分をお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金でございます。国保の人件費等事務経費のほか、低所得者の保険税軽減や低所得者の多い保険者の支援等を目的とした保険基盤安定制度などの一般会計から国保会計への繰出金でございます。106分をお願いいたします。3目国民年金費でございます。国民年金に係る法定受託事務及び連携事務に要する経費を計上しております。12節委託料につきまして、電算システム改修委託料を計上しておりますが、令和7年度の税制改正による年金システムの改修委託料でございます。その他は、概ね例年どおりとなっております。108分をお願いいたします。5目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金の一番下と109分の一番上になりますけれども、後期高齢者医療療養給付費負担金及び後期高齢者医療広域連合事務費等負担金でございます。療養給付費と事務費の負担金を広域連合へ支出するものでございます。27節繰出金の2行目になります。後期高齢者医療事業会計繰出金は、事務費や保険基盤安定制度など、一般会計から後期高齢者医療事業会計へ繰り出すものでございます。137分をお願いいたします。4款1項4目公害対策費でございます。環境審議会の開催や環境モニタリングの実施に係る経費を計上しております。12節委託料でございますが、環境基本計画策定支援業務委託料を計上しております。令和8年度末で現計画が期限を迎えますので、第3次柳井市環境基本計画を策定いたします。本計画には、地球温暖化対策の実行計画である区域施策編を内包することとしており、項目も多岐に渡るため、専門的な知見に基づき、計画策定に必要なデータ、情報収集、分析、課題の整理等を委託し、実行性のあるものを作成したいと考えております。138分をお願いいたします。6目環境衛生費には、当初予算の概要の3

8頁に掲載しております脱炭素対策事業、また、環境衛生、環境保全に係る経費を計上しております。脱炭素対策事業では、皆様に関心を持っていただくため、地球温暖化問題をテーマといたしました出前講座、子ども向けの環境教室等を開催する経費を計上しています。また、電気自動車の普及促進、啓発に資するためEV充電器を市内7箇所に設置しております。充電器で使用する電気代は、歳入の衛生費雑入で還元を受けますので、それを支出する費用を140頁の18節負担金補助及び交付金に公共施設等電気使用料負担金(EV充電器)として、また、141頁になりますが、同じく18節に宅配便の再配達防止による二酸化炭素排出の削減を目的として宅配ボックス設置促進補助金を計上しております。そのほか、当初予算の概要39頁に掲載しておりますが、環境衛生費には、例年開催しております企業版ふるさと納税を活用した平郡島海岸ボランティア清掃に係る経費を計上しております。7目の予防費でございます。こちらには狂犬病予防、感染症予防等のための経費を計上しております。令和7年度に引き続き、18節負担金補助及び交付金に、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金を計上しております。いわゆる野良猫を保護し、基本的に自ら飼養する者が不妊・去勢手術を行うときにその費用の一部を補助するものです。続いて、8目斎苑管理費でございます。柳井市斎苑の管理運営に係る経費を計上しております。142頁になりますが、10節需用費のうち、火葬炉施設修繕料では、長寿命化対策として、火葬炉の制御盤の更新経費を計上しております。また、12節委託料のうち、実施設計委託料につきましては、受変電設備が27年を経過して更新時期を迎えておりますので、改修に係る実施設計を行うものです。いずれの費用につきましても、斎苑長寿命化事業債として特定財源に過疎債を充当することとしております。次に147頁をお願いいたします。1目清掃総務費でございます。ごみ収集、不燃物処理場業務に当たる職員や会計年度任用職員の人件費及び、次の148頁の18節負担金補助及び交付金になりますが、周東環境衛生組合への負担金を計上しております。周東環境衛生組合の負担金につきましては、衛生センターの基幹的改良工事が、今年度をもって終了いたしますので、金額的には減額となっております。149頁をお願いいたします。2目塵芥処理費でございます。廃棄物減量化・リサイクルに関係するもの、離島対策支援事業、不燃物処理場運営事業、平郡環境衛生事業、塵芥処理事業等に係る経費を計上してございます。10節需用費の一番下になります、不燃物処理場装置修繕料でございます。こちらは、ペットボトルを圧縮し、ブロックに結束したうえで、容器包装リサイクル協会の委託事業者に引き渡しておりますが、この圧縮ブロック化する減容機という機械の修繕料でございます。続きまして、12節委託料の4番目になりますが、ごみ袋製作及び配送委託料でございます。当初予算の概要38頁に掲載しておりますけれども、市指定のごみ袋、清掃ボランティア用ごみ袋の燃えるごみ用の袋になりますけれども、令和6年度からバイオマスプラスチックを配合したもので作製しております。配合率は10%で、石油由来のプラスチックから植物由来のバイオマスプラスチックに変更することで、燃焼時のCO₂排出量の削減を図るものでございます。150頁をお願いいたします。上から7番目の可燃ごみ不燃ごみ等収集業務委託料は、令和5年度から市内5コースすべてを民間委託しておりますが、5コース分の委託料でございます。17節備品購入費でございます。不燃物処理場で使用しています軽ダンプを買い替えるものでございます。151頁でございます。18節負担金補助及び交付金の環境保全負担金は、委託料にて、使用済乾電池の処分を委託しているところ

ろでございますが、この使用済乾電池の運搬先である倉敷市に、1 t当たり500円を支払う負担金として計上しております。倉敷市には、使用済乾電池を受け入れる事業所が複数あるため、搬出元市町村に環境保全負担金を求めるものでございます。以上が歳出の説明になります。歳入の主なものにつきましても引き続き御説明させていただきます。28頁をお願いいたします。13款、1項、3目衛生使用料、1節に斎苑等の使用料を、32から33頁には戸籍関係や狂犬病予防、ごみ処理などの各手数料を計上しております。また、35頁からは、国や県の支出金でございますが、主に国保や後期高齢者医療保険事業に充当されます負担金や補助金等を計上しております。以上で市民部関係の令和8年度予算の補足説明を終わります。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

委員（ジョンソン 彩奈） 141頁の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金に関して教えていただきたいんですけども、これはあくまで前提として猫をその後飼われる方ということで、かつ全額補助なのか、一部補助なのかをお願いします。

市民生活課長（應潟 雄一） いわゆる野良猫を駆除とかの目的ではなくて、保護して、そのあと譲渡されることもあるでしょうが基本的には、自分で飼うという前提でございます。ただ繁殖しては困るので、不妊の手術をするもので、金額としては雄の場合が5,000円、雌の場合が1万円。これは経費としてはもっとかかるので、全額補助ではございません。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 聞き落としたかもしれませんが、市税関係のコンビニ手数料ってどこに計上してあったんですかね。

税務課長（礒部 理子） 89頁、11節役務費手数料の中に入っております。

市民生活課長（應潟 雄一） 戸籍のほうもございまして、92頁のコンビニ交付委託手数料にも入っているところでございます。

委員（岡 龍一） あと2か月しますと市税等がそれぞれの御家庭に行きまして、コンビニ収納非常に多いと思うんですが、還付加算金のパーセントはどれぐらいですか。令和8年度の予想として。

税務課長（礒部 理子） パーセントというのは何に於けるパーセントでしょうか。

委員（岡 龍一） お返りする金額の還付加算金の年率です。

税務課長（礒部 理子） 申し訳ございません。すぐに数字が出ないんですけども、後ほどお調べしてお答えしたんでもよろしいでしょうか。

委員（岡 龍一） はい。これは景気がよくなっていくと加算率が高くなっていくんですかね。

税務課長（礒部 理子） 今年たしか改正があって上がったように記憶してございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（平井 保彦） 149頁のバイオマスプラスチックを配合するとどのぐらいCO₂を抑えられるのか、これまでも答えられているんでしょうが。

市民生活課長（應潟 雄一） 概算でございますが、CO₂ベースで11 tぐらい。1 tがどれぐらいかということになりますと、大体杉の木の70数本ぐらいで1年間に吸収する量とか、一般的な家庭の半年分の電気代とか、そのぐらいのイメージです。

委員（平井 保彦） CO₂は11tということですのでよろしいですね。それと、137号、12節委託料の環境基本計画策定支援業務委託料で、詳しいところに頼みたいというようなお話だったかと思うんですが、自分たちよりも詳しいところに作ってもらって、その内容の確認というのはどういう形でするのでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 今年、市民意識をお調べするためのアンケートをやりましたけれども、それも原案を示していただいて、ともに共同でたたいて、アンケートをするような形になりました。こちらにしても、そのアンケートも使いますし、同じところに委託するということが決まっているわけでもありませんけれども、そのアンケートの内容を分析したり、ほかにも最新のトピックなんかもあるでしょうから、それを情報収集していただいて、基本的な骨子案のようなものをお示しいたげて、それをまた柳井市に合うような形で一緒にたたいていくような形になろうかと思えます。

委員（平井 保彦） いろいろ仕事も忙しいでしょうが自分たちのレベルも上げていくようなつもりでぜひお願いしたいなというように思います。それと、89号の2目賦課徴収費、10節需用費の印刷製本費で、はがきを出すのに増額になったというお話だったかと思うんですが、同じものを出すのではないかなと思うんですけども、なぜ増額になったのか、その辺りを教えてください。

税務課長（磯部 理子） 印刷製本費につきましては、今年度から基幹系システムが標準化になりまして、今まで出す帳票とは別のもので帳票が発出されるようになります。今までは連続帳票で納税通知書や納付書を印刷していたんですけども、全てA4サイズで印刷されて、そのものを名寄せして御案内するという形になりまして、帳票の枚数が多くなってございます。それにつきまして、印刷製本費が増額ということになっております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員（岡 龍一） 最後に1点なんですけど、不燃物処理の関係でだいぶ修理をされていて、ため池がだんだん小さくなっているような気がするんですけど、だいたいあと何年の予定かを教えていただけますか。

市民生活課長（應潟 雄一） ちょっとお答えが難しいところもあるんですけど、埋立て申請の関係もございまして、あれが延長してきておりまして、今年度更新して10年の予定で、10年後には埋立てという計画でございまして、廃棄物だけの量でいきますと、まだあと6万m³ぐらい、埋立て余地がございまして廃棄物だけであれば、1年間が600とかぐらいなので、それだけでいけば、100年近くは持つのかなという。ただ、計画がございませんで、その辺りは調整していかなければいけないかなというところでございます。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 私も平井委員と一緒に137号の環境基本計画なんですけど、地域施策編を高度なところで作られるという話だったんですけど、実は、ゼロカーボンの時の特別委員会での提言がいろいろあるんですけど、それも含めて、来年度作って、9年度から始まると

ということになるときに、その中にいろいろな、例えばCO₂を出さないようにするための対策が新たに盛り込まれていくのかどうなのか。そこをちょっとお聞きしたいです。

市民生活課長（應潟 雄一） まだ何も手元にございませんで、なかなかお答えできないところもあるんですが、実効性のあるものにするために、柳井市の庁舎のエコオフィスプランの中には目標値が少し示してございませんで、環境基本計画の区域施策編のほうにも目標的なところは載せていくべきなのかなというふうに私のほうでは思っておりますが、大きな目標があれば市内事業者様や市民の方の制約等もございませんでしょうから、その辺の兼ね合いを考えながら作ってきたいというような思いでございませんで。

委員外議員（藤沢 宏司） 何が言いたいかと言いますと、いろいろなところに、みんなに補助を出せとかいうようなことが書いてあるんですけど、言い方は悪いかもしれませんが、そうしないとなかなか電化製品を省エネにするのに、買い換えるタイミングが難しいからということが書いてあるんですけど。そういうことをです、ぜひ来年度からこれができたときに同時に盛り込んでいただきたいなというふうに思っておるわけなんです。その辺でね、ちゃんとそういうことを検討して作っていただきたいと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 9年度以降の予算が伴うものでございませんで、なかなか今この場でお答えがしにくいところございませんで。申し訳ございませんで。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

委員外議員（山本 滯馬） 91分の戸籍住民基本台帳費のところ質問がございませんで。iPadが5年経過したので買い換えるということで、パソコン購入費があがっているんですけども、市のほうで壊れてなくても何年で買いかえといったことがあるんでしょいか。

市民生活課長（應潟 雄一） 申し訳ございませんで。市でどのぐらいのというのは把握してないんですけど、iPadの耐用年数としては、私の思いとしては基本的に5年ぐらいかなあというところございませんで。

委員外議員（山本 滯馬） 業務用のPCなども予備を持って壊れたら買換えといったサイクルなんでしょいか。

市民生活課長（應潟 雄一） 政策企画課のほうでしてございませんで、一定数量ずつ分けて何年かに1回職員のものが更新されてございませんで。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようございませんで、以上で質疑を終わります。

これより、議案第11号中の市民部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号中の市民部所管部分は、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和8年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございませんでしたら、お願いいたします。

市民生活課長（應 鴻 雄一） 補足説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。予算説明書の270号をお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費につきましては、人件費や事務的経費を計上しております。12節委託料のうち、電算システム改修委託料は、国保情報データベースシステムの子ども・子育て支援制度の施行に伴う改修経費を計上しております。271号をお願いします。2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連合会への負担金でございます。その下から272号にかけてですが、1款、2項、1目賦課徴収費でございます。保険税の徴収等に要する経費を計上しております。12節委託料の電算システム改修委託料は、子ども・子育て支援制度の施行による国保税システムの改修経費で、同額を国庫補助金に歳入として計上しております。273号をお願いいたします。1款、3項、1目運営協議会費には、国保の運営協議会に要する費用を計上しております。続いて、2款保険給付費でございますが、273号に療養給付費、274号に療養費と高額療養費、275号には高額介護合算療養費と移送費、276号に出産育児一時金と葬祭費をそれぞれ費目ごとに計上しております。277号をお願いいたします。国民健康保険事業費納付金でございます。事業費納付金は、県が国の確定係数を基に算定した額で、各市町が県に納付することとなります。277号に医療給付費分を、278号に後期高齢者支援金等分と介護納付金分を、279号に子ども・子育て支援金分をそれぞれ計上しております。次に279号から280号でございますが、4款、1項、1目保健事業費でございます。こちらは、医療費の適正化、人間ドック利用料の補助、はり・きゅう施術費の負担金、及びその他の保健事業といたしまして、糖尿病性腎症の重症化予防事業等を実施しております。280号、281号の4款、2項、1目特定健康診査等事業費でございます。こちらは、特定健診、特定保健指導に係る経費を計上しております。令和6年度から引き続きまして、未受診者への対策として、受診勧奨をレスポンス型のはがきで送付することにしておりまして、レスポンス型といのは、返信ハガキを付けまして、未受診の理由などを記載して御返送いただき、その分析を行い、傾向ごとに異なる受診勧奨を行うなど、受診に向けた行動を促す取り組みでございます。282号をお願いいたします。国民健康保険基金積立金は、基金の利子分を積み立てるもので、定期の利率が上がったため、増額となっております。諸支出金には、保険税の還付金、交付金の返還金等を計上しております。283号、予備費は、前年同様の金額を計上しております。歳出は以上でございます。続きまして、歳入について御説明いたします。263号をお願いいたします。令和8年度は、令和7年度の保険税率を据え置きまして、医療保険分の限度額が1万円の増額を予定しております。また、子ども・子育て支援金分として所得割0.33%、均等割1,430円、18歳以上均等割100円、平等割910円、限度額3万円を予定しております。結果として、国民健康保険会計の収支は、4,614万5,000円の財源不足となりますけれども、令和7年度の決算で剰余金が生じる見込みですので、国民健康保険基金から財源を繰り入れることで収支を均衡させる予定しております。265号をお願いいたします。県支出金の保険給付費等交付金は、保険給付費のほぼ全額に対応する普通交付金と、保険者努力支援分、国、県の特別調整交付金分、特定健診等負担金からなる特別交付金を計上しております。266号の一般会計繰入金につきましては、国・県が示すルールに基づき一般会計から繰り入れを行うものでございます。267号、国民健康保険基金繰入金は、先ほど御説明いたしました保険税収等の不足を補填するため、基金を取り

崩すものでございます。268号から269号には、諸収入として、保険税延滞金、交通事故等に係る第三者納付金や返納金等を計上しております。以上で、補足説明を終わります。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第12号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、全員異議なく可決と決しました。

次に、議案第15号、令和8年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 補足説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。予算説明書361号をお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費には、人件費や事務的経費を計上しております。12節委託料の電算システム改修委託料は、子ども・子育て支援制度の施行に係るシステム改修経費で、一般会計において、国庫補助金として同額を歳入に計上し、繰り入れております。362号になります。1款、2項、1目賦課徴収費には、保険料通知の印刷代、封筒代、納付書の郵送料、口座振替等の手数料を計上しております。次に363号になります。2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合で算定された負担金を各市町から広域連合へ納付するものでございます。広域連合の事務経費にあたる事務費等負担金、所得状況に応じた保険料の軽減分の補填にあたる保険基盤安定負担金、本市の保険料徴収分を広域連合へ納付する後期高齢者保険料等を計上しております。次に、3款諸支出金として保険料等の還付に要する経費を、364号には予備費を計上しております。続きまして、歳入について御説明をいたします。358号をお願いいたします。後期高齢者の保険料は、県下、全て同一の保険料率等となりますので、広域連合で算定された額を計上しております。保険料につきましては、2年おきの改定で、来年度が見直しの年度となります。所得割は、11.52%から11.36%に0.16ポイント減の改定になるんですけども、子ども・子育て支援制度の施行に伴いまして、子ども・子育て支援金分として、別に0.24%が加わりますので、結果として所得割部分は増額ということになります。均等割は、5万7,012円から6万3,513円への改定に加え、同じく子ども子育て支援金分として1,354円が加わります。賦課限度額につきましては、医療費分85万円、子ども・子育て分2.1万円となります。359ページの繰入金は、後期高齢者医療事業に係る事務費等の繰入金と、国が示すルールに基づきまして、繰り入れます保険基盤安定繰入金を計上しております。360号

になりますけれども、下段、諸収入の2項償還金及び還付金として、過年度保険料の還付金等を計上しております。以上で、補足説明を終わります。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第15号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、全員異議なく可決と決しました。

それでは、午後2時45分まで休憩とします。

（ 休憩 午後2時35分 ）

（ 再開 午後2時43分 ）

委員長（田中 晴美） それでは全員そろわれましたので、休憩を閉じて委員会を再開したいと思います。

次は、分割付託となっております議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

税務課長（磯部 理子） それでは、補正予算書37頁をお願いいたします。賦課徴収費でございます。こちらの補正予算につきましては、各経費につきまして、支出の実績により不要額が生じますので減額補正するものでございます。12節委託料の上から2行目の電算システム改修委託料につきましては、基幹系システムの標準化に伴って、家屋評価システムの設定変更が生じた場合に備えて改修を予算計上しておりましたが、システムの改修が不要となりましたので減額いたします。

市民生活課長（應湯 雄一） 38頁をお願いいたします。1目戸籍住民基本台帳費でございます。1節事務補助員報酬、10節消耗品、11節通信運搬費、また、12節下段の通知書作成業務委託料、これらはいずれも戸籍への振り仮名記載に伴い予算計上していたものでございますけれども、実績見込みにより減額するものでございます。また、12節戸籍情報システム改修委託料につきましては、本年度実施分の額の確定による減額、また国の補正予算の成立に伴いまして、翌年度に繰越して実施する分との差額で、7万2,000円の減額になります。住基システム改修委託料につきましても、同じく国の補正予算成立に伴い計上するものです。いずれの委託料についても、10分の10の国庫補助があたりますので、歳入の社会保障・税番号制

度システム整備費補助金に計上し、全額を繰越明許費として計上しております。39番でございます。1目社会福祉総務費の27節国民健康保険事業会計繰出金は、国保会計の保険基盤安定負担金の確定及び決算見込みにより減額補正するものでございます。8目老人福祉費、18節後期高齢者医療広域連合事務費等負担金及び40番の27節の後期高齢者医療事業会計繰出金は、基盤安定負担金の額の確定及び決算見込みによる減額でございます。46番をお願いいたします。6目環境衛生費の18節宅配ボックス設置促進補助金は、決算見込みにより減額するものでございます。8目斎苑管理費の12節実施設計委託料は、実績により減額するものでございます。47番をお願いいたします。2目塵芥処理費、10節薬剤費は、不燃物処理場の浸出水処理に係る薬剤の決算見込みにより減額するものです。12節委託料は記載の6件、入札減及び委託料の額の確定により減額するものでございます。なお、財源内訳について、歳入の28番の3節衛生費雑入の山口県市町村振興協会市町交付金を充当いたしましたので、交付額を一般財源からその他財源へ振替を行っております。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第17号中の市民部所管部分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号中の市民部所管部分は、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次は、議案第18号令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應湯 雄一） 歳出から御説明いたします。補正予算書79番をお願いいたします。一般管理費でございます。国庫補助金の交付対象となったことに伴う財源の振替でございます。賦課徴収費は、決算見込による減額でございます。80番をお願いいたします。出産育児一時金につきましては、対象件数の減少が見込まれるため、減額補正を行うものでございます。次の特定健康診査委託料につきましては、実績見込みの減少による減額でございます。次に歳入について御説明いたします。76番をお願いいたします。国民健康保険税につきましては、税収見込みにより補正を行うものでございます。次のシステム開発費等補助金につきましては、額の確定により補正を行うものでございます。77番、一般会計繰入金の1節及び2節の保険基盤安定繰入金、3節未就学児均等割保険税繰入金、5節産前産後保険税繰入金、78番の7節財政安定化支援事業繰入金は、いずれも額の確定に伴う補正でございます。77番に戻りまして、4節職員給与費等繰入金及び6節出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出の減額

に伴う補正でございます。以上でございます。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

委員（ジョンソン 彩奈） 補正予算書の80頁、出産育児一時金が減額ということだったんですが、だいたい何人ぐらいの見込みでしょうか。

市民生活課長（應潟 雄一） 当初は17件を見込んでおりましたが、12月末時点の実績で4件、予算としては9件に減額をしております。

委員長（田中 晴美） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、全員異議なく可決と決しました。

次は、議案第21号令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から補足説明がございましたら、お願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 補足説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。補正予算書の108頁をお願いします。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、事務費等負担金は、広域連合の決算見込により減額するものです。次の保険基盤安定負担金は、保険料の軽減分を補うもので額の確定により減額するものでございます。次に歳入でございます。107頁になります。ただいま説明いたしました歳出の減額に伴い、一般会計繰入金から同額を減額補正するものでございます。

委員長（田中 晴美） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより、議案第21号について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、全員異議なく可決と決しました。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

市民生活課長（應潟 雄一） 市民生活課から2点ございます。まず、1点目でございます。国民健康保険事業会計におきまして、予備費の充用を行いましたので御報告申し上げます。国民健康保険基金の現金については、定期預金で保管、運用しておりますけれども、金利が上がり預け替えをするため、利息を全額基金へ積み立てる必要が生じ、基金利子積立金が不足するため、予備費を充用いたしました。2点目でございます。令和5年3月13日に持続可能な地域づくりに向けた包括連携協定を締結したTerra Charge株式会社によるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた取組として、EV充電設備の供用開始について御報告いたします。サンビームやないの駐車場にEV充電器4台を設置し、2月13日から供用を開始いたしました。設置した充電器は、6kwの普通充電器で、充電料金は1時間当たり410円で他の施設と同額で分単位での使用が可能です。Terra Charge社では、国のEV充電器補助金を活用し整備され、維持管理、保守等の運用費用も同社の負担となります。令和6年2月以降順次供用を開始しております市内7施設、20基の使用状況は、本年4月から2月末までで52回の利用をいただいております。EV充電器の設置は、クリーンエネルギー自動車の普及促進、CO₂の削減や環境問題への意識啓発、行動変容のきっかけづくりに繋がるものと考えておりますので、引き続き、取り組んでまいりたいと思います。

委員長（田中 晴美） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから、何か御質疑、御意見等は、ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、最後に、その他に各委員さんのほうから、市民部の所管に関わる事項について、何か御発言等がございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） ないようでしたら、以上で大きな3点目のその他の事項について、終わらせていただきます。

それではここで、本年3月31日をもって役職定年となり、本委員会への出席が最後となります藤森市民部長から、御挨拶を受けたいと思います。部長よろしく申し上げます。

【 藤森市民部長 挨拶 】

委員長（田中 晴美） ありがとうございました。

【 田中委員長 一言 】

委員長（田中 晴美） 以上をもちまして、市民部関係を終わらせていただきます。執行部の皆さんには、大変お疲れ様でございました。どうぞご退出ください。委員の皆さんは、引き続き、協議がありますので、そのままでお願いします。

【 執行部 退出 】

委員長（田中 晴美） それでは、続きまして、大きな2点目の次期閉会中の所管事務調査事項について、協議を行いたいと思います。参考までに、前期の総務文教厚生常任委員会では、レジメにあるとおり、市民生活に関わる社会福祉について、環境に関する調査についての2件でございました。このたびはどのような案件にするか、御発言をお願いいたします。

【 この間 閉会中の所管事務調査事項についての協議 】

委員長（田中 晴美） それでは、委員の皆さんの御意見を伺い、御発言を踏まえて、本委員会に係る閉会中の所管事務調査事項については、市民生活に関わる社会福祉について、そして、2番目に環境に関する調査について、以上の2件につきまして、その旨を議長に対し申入れしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（田中 晴美） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。それでは、各委員の皆さん、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

（ 閉会 午後3時15分 ）

委員長署名 _____ 田中 晴美 _____